

原議保存期間	5年(令和13年3月31日まで)
有効期間	一種(令和13年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁刑事部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁組一発第181号
令和8年2月27日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策第一課長

総合行政ネットワーク回線又はインターネット回線を利用した暴力団排除のための部外への情報提供に伴う合意書等の一部変更について（通達）

暴力団排除等のための部外への情報提供については、「暴力団排除等のための部外への情報提供について（通達）」（令和6年2月26日付け警察庁丙組組一発第26号）により運用されているところ、令和7年10月3日から各都道府県警察と地方公共団体等の担当部局との間における照会手続について、別添1「情報セキュリティ要件」を全て充足するなど、情報セキュリティの安全性の担保を条件として、総合行政ネットワーク回線（以下「L G W A N回線」という。）又はインターネット回線（以下「一般回線」という。）の電子メール機能等を用いた運用を開始したものであるが、この度、本通達別表記載の覚書等に従い、警察庁と各省庁等間において締結された合意書等により各都道府県警察が照会窓口となっていた業法等の一部についても、L G W A N回線又は一般回線の電子メール機能等を用いた運用を妨げるものではないと整理したことから、各都道府県警察においては、下記を踏まえ、地方公共団体等との協議を行い適正な運用に努められたい。

記

1 属性照会に用いる文書の性質及び取扱い上の留意事項

属性照会に用いる照会書及び回答書（以下「照会文書」という。）は「警察における情報セキュリティに関する対策基準について（通達）」（令和5年9月28日付け警察庁丙技発第61号ほか）に規定する機密性2（中）情報に該当する。

よって、照会文書をL G W A N回線や一般回線を用いて送受信する場合には、各都道府県警察で規定する情報セキュリティポリシー上の機密性2（中）情報を送受信の際の要件を充足することはもとより、より安全性を担保した方法で行われる必要がある。

2 使用可能な回線について

照会文書の送受信に用いられる回線については、地方公共団体が整備するL G W A N回線又は都道府県警察が整備した一般回線を利用すること。

3 属性照会の方法

(1) L G W A N回線を用いた属性照会

L G W A N回線を用いた属性照会を行う場合については、同回線で接続された端末

(以下「L G W A N 端末」という。)の電子メール機能を用いて、暗号化した照会文書等を送受信する方法又はL G W A N 端末内に属性照会業務の関係者であって、照会文書を閲覧する必要がある者以外がアクセスできないようにアクセス制限を設けた共有フォルダを作成し、暗号化した照会文書を当該共有フォルダに蔵置する方法により行うこと。

(2) 一般回線を用いた属性照会

一般回線を用いた属性照会を行う場合については、同回線で接続された端末の電子メール機能を持って暗号化した照会文書を送受信する方法又は地方公共団体がインターネットを通じたファイルを送受信するためのサービス等を利用して照会文書のダウンロード先を通知する方法により行うこと。

4 L G W A N 回線又は一般回線を用いた属性照会を行う際の留意事項

(1) L G W A N 回線又は一般回線を用いた属性照会に係る回答内容の制限

一般的に、属性照会の対象者が排除対象者に該当する場合には、当該回答書に排除対象者の個人情報のほか、排除対象となる理由を記載する必要があり、排除対象者に該当しない場合の回答と比べ、より機微な個人情報を提供することになる。

よって、L G W A N 回線又は一般回線を用いて回答を行うことができるものは、属性照会の対象者が排除対象者に該当しない場合に限ることとする。

(2) 警察庁との事前協議

L G W A N 回線又は一般回線を用いた属性照会を実施しようとする場合には、別添2「情報セキュリティチェック表」を作成の上、同チェック表及び関係資料を警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課暴排係宛に送付し事前協議を行うこと。

別 表

行政機関	合意書の覚書等
内閣府 厚生労働省	国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業からの暴力団排除に関する合意書の内容変更に係る覚書（別添3）
総 務 省	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の暴力団排除に関する規定等に係る確認書（別添4）
法 務 省	特定技能外国人等の受入れに係る業務からの暴力団排除に関する合意書の内容変更に係る覚書（別添5）
厚生労働省	旅館業からの暴力団排除に関する合意書の内容変更に係る覚書（別添6）
	大麻草栽培からの暴力団排除に関する合意書の内容変更に係る覚書（別添7）
厚生労働省 国土交通省	住宅宿泊事業からの暴力団排除に関する合意書の内容変更に係る覚書（別添8）
	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書の内容変更に係る覚書（別添9）
	居住安定援助賃貸住宅事業からの暴力団排除の推進に関する合意書の変更に係る覚書（別添10）
国土交通省	不動産特定共同事業等からの暴力団排除に関する合意書の内容変更に係る覚書（別添11）
	港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書の内容変更に係る覚書（別添12）
	住宅宿泊管理業からの暴力団排除に関する合意書の内容変更に係る覚書（別添13）
	船員職業紹介事業等からの暴力団排除に関する合意書の内容変更に係る覚書（別添14）
	マンション管理業からの暴力団排除に関する合意書の内容変更に係る覚書（別添15）
	賃貸住宅管理業からの暴力団排除に関する合意書の内容変更に係る覚書（別添16）
	測量業者登録からの暴力団排除に関する合意書の内容変更に係る覚書（別添17）
	建設コンサルタント及び地質調査事業者登録からの暴力団排除に関する合意書の内容変更に係る覚書（別添18）
	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業からの暴力団排除の推進に関する合意書の内容変更に係る覚書（別添19）
環 境 省	環境省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書の内容変更に係る覚書（別添20）

別添1

情報セキュリティ要件（インターネット回線利用）

1 情報セキュリティインシデント発生時の措置

都道府県警察本部の暴力団対策を主管する課（以下「暴力団対策主管課」という。）と地方公共団体等の照会担当課（以下双方を併せて「照会実施機関」という。）との間（以下「照会実施機関間」という。）で行われる暴力団員等該当性の照会に関して、情報インシデント事案が発生した場合には、双方に速報するものとする。

なお、速報を要する情報セキュリティインシデント事案は、照会実施機関間で行われる照会文書の送受信に関する

- ・ 情報流出事案
- ・ 照会文書の送受信に用いる端末（以下「照会利用端末」という。）に関する不正プログラム感染事案、不正アクセス事案、サイバー攻撃事案
- ・ 照会利用端末の不正利用事案
- ・ 個人所有の機器等の不正使用事案（照会文書を個人所有の機器等において不正に処理した事案）
- ・ その他社会的反響が大きいと予想される事案

とする。

2 サーバに関する情報セキュリティ要件

(1) ネットワーク環境

サーバを接続するネットワークと他機関のネットワークとの接続部分には、ファイアウォール等を設置し、業務上必要のない通信を遮断していること。

電子メールサーバが電子メールの不正な中継を行わないように設定されていること。

(2) サーバ間通信の暗号化

電子メールサーバ間にあつては、インターネットを介して通信する電子メールの盗聴及び改ざんの防止のため、次に掲げる事項を例とする電子メールに関する通信の暗号化を行うこと。

(ア) SMTPによる電子メールサーバ間の通信をTLSにより保護する。

(イ) S/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名の技術を利用する。

(3) 不正プログラム対策

サーバには、不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定義ファイル等が常に最新の状態に保たれること。

(4) セキュリティホール対策

サーバに導入されているソフトウェアにセキュリティホールが発見されたときは、速やかにその影響を検討し、必要な措置を講じること。

3 端末に関する情報セキュリティ要件

(1) 情報漏えい・不正利用対策

ア 照会利用端末は、公費で整備された端末を利用し、指定された端末以外で照会業務を行わないこと。

イ 照会利用端末は指定された場所のみで利用すること。

ウ 照会業務は、照会利用端末でのみ行い、在宅勤務時など庁舎外では行わないこと。

エ 照会利用端末は、セキュリティワイヤーによる固定等の盗難防止対策を行うこと。

オ 照会利用端末の利用者のログイン時の認証方式は、原則として生体認証とする。やむを得ずID及びパスワードを使用する場合は、強固なパスワードに必要な十分な桁数を備えた第三者に容易に推測できないパスワードを使用すること。

パスワードを使用する場合は、知る必要がない者に知られるような状態で放置しないよう適切に管理すること。

カ 照会利用端末のオートログイン機能を無効化すること。

キ 暴力団対策主管課においては、最長で15分間照会端末を操作しない場合は、スクリーンセーバー等により端末がロックされるようにすること。

また、地方公共団体照会担当課においては、最長で30分間照会端末を操作しない場合、スクリーンセーバー等により端末がロックされるようにすること。

ク 照会利用端末の画面は、部外者から視認できないよう照会利用端末の設置場所に配慮すること。

ケ 照会利用端末を本人以外のユーザーアカウントで使用しないこと。

コ 照会利用端末の管理者と利用者の権限を分離すること。

サ 照会利用端末のユーザーアカウントを分離すること。

ただし、システムの運用上の制約により、やむを得ず利用者に共用アカウントを付与する必要がある場合は、利用者を特定できる仕組みを設けた上で、共有アカウントの取扱いに関する規定を整備し、その規定に従って付与すること。

シ 照会利用端末の利用者が、情報システムを構成する機器等の改造（新たな機器等の接続、ソフトウェア追加等）を許可なく実施できないこと。

ス 照会利用端末の利用者に対し、端末画面の接写及び情報の持ち出しを禁止する規定が設けられていること。

(2) 不正プログラム対策

ア 照会利用端末には、サポートが終了している又は脆弱性が存在するバージョンのOSは利用しないこと。

イ 照会利用端末には、不正プログラム対策ソフトウェアをインストールし、定義ファイル等を常に最新の状態に保つこと。

不正プログラム対策ソフトウェアの選定にあつては、必要なセキュリティ対策を検討した上で導入する製品等を選定すること。

(3) セキュリティホール対策

照会利用端末に導入されているソフトウェアにセキュリティホールが発見されたときは、照会利用端末を管理する者（以下「システム管理者」という。）に情報共有するとともに、速やかにその影響を検討し、必要な措置を講じること。

4 電子メール利用に関する情報セキュリティ要件

(1) 照会に利用するメールアドレスは、照会実施機関間で固定し、当該メールアドレス以外で照会文書の送受信を行わないこと。

(2) 照会に利用するメールアドレスを用意し、当該メールアドレスにアクセ

ス権を付与するなど、照会業務に従事する者以外の者が当該メールアドレスを利用することができない措置を講じること。

- (3) 照会に利用するメールアドレスで、照会業務以外のメールの送受信を行わないこと。
- (4) 利用するメールアドレスは、当該メールアドレスのドメイン名に行政機関であることが保証されるドメイン名を使用すること。
- (5) 電子メールにより照会文書を送信する際には、送付する文書の作成者情報等、当該ファイルから付属する情報を削除するとともに、暗号化を行うなど情報漏えいを防止する対策を講じること。
また、原則として、警察から送信する照会文書は印字を禁止したPDFとすること。
- (6) 照会文書にパスワードを設定して暗号化し、当該パスワードを電子メール以外の方法で伝達するなど、秘匿性を確保すること。
また、当該パスワードについては、強固なパスワードに必要な十分な桁数（英大文字・英小文字・数字を22文字程度）を備えた第三者に容易に推測できないパスワードを使用し、知る必要がない者に知られるような状態で放置しないよう適切に管理を行い、人事異動の都度変更するなど、定期的な変更を行うこと。
- (7) 電子メールにより照会文書を送信したときは、送信後直ちに端末から当該情報を消去すること。
- (8) 電子メールにより照会文書を受信したときは、当該情報を確認後、直ちに受信端末から消去すること。
- (9) 電子メールにより受信した照会文書を、照会利用端末として指定された端末以外に送信しないこと。
- (10) 送受信した照会文書が消去されていることを照会実施機関の上席者によって確認する体制を構築し、少なくとも月に1回以上の確認を行うこと。
- (11) 電子メールにより受信した照会文書を、定められた保存先以外に保存しないこと。
また、受信した照会文書を、庁舎外に持ち出さないこと。
- (12) 不審な電子メールを受信した時は、開封せずにシステム管理者に連絡すること。
- (13) 電子メールのなりすましの防止策を講ずること。

5 インターネットを通じたファイルを送受信するためのサービス等（以下「ファイル転送サービス」という。）利用に関する情報セキュリティ要件

- (1) ファイル転送サービスを利用して、照会文書のダウンロード先を通知するメールを送信する際には、同メールのメールアドレス（以下、「通知用メールアドレス」という。）を固定するとともに、それ以外のメールアドレスを使用しないこと。
- (2) 通知用メールアドレスは、そのドメイン名が、行政機関のものであることが保証されるものであること。
- (3) ファイル転送サービスにより照会文書を送信する際には、送付する文書の作成者情報等、当該ファイルから付属する情報を削除するとともに、暗号化を行うなど情報漏えいを防止する対策を講じること。
- (4) 照会文書は、パスワードを設定して暗号化し、当該パスワードを電子メール以外の方法で伝達するなど、秘匿性を確保すること。
また、当該パスワードについては、強固なパスワードに必要な十分な桁数（英大文字・英小文字・数字を22文字程度）を備えた第三者に容易に推測できないものを使用して適切に管理し、人事異動の都度変更するなど、定期的な変更を行うこと。

- (5) ファイル転送サービスを利用する場合は、アップロードしたファイルが一定期間後に自動的に消去される仕様となっていること。
- (6) 不必要な照会文書がアップロードされたままになっていないことを送信側の上席者によって確認する体制を構築し、少なくとも月に1回以上の確認を行うこと。
- (7) 警察がファイル転送サービスを使用する場合には、事前に警察庁に協議すること。

6 ログ管理

- (1) 暴力団対策主管課においては、利用者のログインに係るログを5年以上（ログが記録されたときから5年以上とする。）保存（電磁的記録方式による保存とする。以下同じ。）すること。
また、地方公共団体照会担当課においては、利用者のログインに係るログを3年以上保存すること。
- (2) 照会利用端末のメール送受信及び外部記録媒体の利用に係るログを保存すること。
- (3) (2)のログデータ及び照会文書の印字に係るログを保存すること。
- (4) (1)から(3)までのログは、システム管理者のみが閲覧可能であり、不正な消去、改ざん及び不正なアクセスがなされないように、アクセス制御を行うこと。

別添1

情報セキュリティ要件（LGWAN利用）

1 情報セキュリティインシデント発生時の措置

都道府県警察本部の暴力団対策を主管する課（以下「暴力団対策主管課」という。）と地方公共団体等の照会担当課（以下双方を併せて「照会実施機関」という。）との間（以下「照会実施機関間」という。）で行われる暴力団員等該当性の照会に関して、情報インシデント事案が発生した場合には、双方に速報するものとする。

なお、速報を要する情報セキュリティインシデント事案は、照会実施機関間で行われる照会文書の送受信及び授受に関する

- ・ 情報流出事案
- ・ 照会文書の送受信及び授受に用いる端末（以下「照会利用端末」という。）に関する不正プログラム感染事案、不正アクセス事案、サイバー攻撃事案
- ・ 照会利用端末の不正利用事案
- ・ 個人所有の機器等の不正使用事案（照会文書を個人所有の機器等において不正に処理した事案）
- ・ その他社会的反響が大きいと予想される事案

とする。

2 端末に関する情報セキュリティ要件

(1) 情報漏えい・不正利用対策

ア 照会利用端末は、公費で整備された端末を利用し、指定された端末以外で照会業務を行わないこと。

イ 照会利用端末は指定された場所のみで利用すること。

ウ 照会業務は、照会利用端末でのみ行い、在宅勤務時など庁舎外では行わないこと。

エ 照会利用端末は、セキュリティワイヤーによる固定等の盗難防止対策を行うこと。

オ 照会利用端末の利用者のログイン時の認証方式は、原則として生体認証とする。やむを得ずID及びパスワードを使用する場合は、強固なパスワードに必要な十分な桁数を備えた第三者に容易に推測できないパスワードを使用すること。

パスワードを使用する場合は、知る必要がない者に知られるような状態で放置しないよう適切に管理すること。

カ 照会利用端末のオートログイン機能を無効化すること。

キ 暴力団対策主管課においては、最長で15分間照会端末を操作しない場合は、スクリーンセーバー等により端末がロックされるようにすること。

ク 照会利用端末の画面は、部外者から視認できないよう照会利用端末の設置場所に配慮すること。

ケ 照会利用端末を本人以外のユーザーアカウントで使用しないこと。

コ 照会利用端末の管理者と利用者の権限を分離すること。

サ 照会利用端末のユーザーアカウントを分離すること。

ただし、システムの運用上の制約により、やむを得ず利用者に共用アカウントを付与する必要がある場合は、利用者を特定できる仕組みを設

けた上で、共有アカウントの取扱いに関する規定を整備し、その規定に従って付与すること。

シ 照会利用端末の利用者が、情報システムを構成する機器等の改造（新たな機器等の接続、ソフトウェア追加等）を許可なく実施できないこと。

ス 照会利用端末の利用者に対し、端末画面の接写及び情報の持ち出しを禁止する規定が設けられていること。

(2) 不正プログラム対策

ア 照会利用端末には、サポートが終了している又は脆弱性が存在するバージョンのOSは利用しないこと。

イ 照会利用端末には、不正プログラム対策ソフトウェアをインストールし、定義ファイル等を常に最新の状態に保つこと。

不正プログラム対策ソフトウェアの選定にあつては、必要なセキュリティ対策を検討した上で導入する製品等を選定すること。

(3) セキュリティホール対策

照会利用端末に導入されているソフトウェアにセキュリティホールが発見されたときは、照会利用端末を管理する者（以下「システム管理者」という。）に情報共有するとともに、速やかにその影響を検討し、必要な措置を講じること。

3 電子メール利用に関する情報セキュリティ要件

(1) 照会に利用するメールアドレスは、照会実施機関間で固定し、当該メールアドレス以外で照会文書の送受信を行わないこと。

(2) 照会に利用するメールアドレスを用意し、当該メールアドレスにアクセス権を付与するなど、照会業務に従事する者以外の者が当該メールアドレスを利用することができない措置を講じること。

(3) 照会に利用するメールアドレスで、照会業務以外のメールの送受信を行わないこと。

(4) 利用するメールアドレスは、当該メールアドレスのドメイン名に行政機関であることが保証されるドメイン名を使用すること。

(5) 電子メールにより照会文書を送信する際には、送付する文書の作成者情報等、当該ファイルから付随する情報を削除するとともに、暗号化を行うなど情報漏えいを防止する対策を講じること。

また、原則として、警察から送信する照会文書は印字を禁止したPDFとすること。

(6) 照会文書にパスワードを設定して暗号化し、当該パスワードを電子メール以外の方法で伝達するなど、秘匿性を確保すること。

また、当該パスワードについては、強固なパスワードに必要な十分な桁数（英大文字・英小文字・数字を22文字程度）を備えた第三者に容易に推測できないパスワードを使用し、知る必要がない者に知られるような状態で放置しないよう適切に管理を行い、人事異動の都度変更するなど、定期的な変更を行うこと。

(7) 電子メールにより照会文書を送信したときは、送信後直ちに端末から当該情報を消去すること。

(8) 電子メールにより照会文書を受信したときは、当該情報を確認後、直ちに受信端末から消去すること。

(9) 電子メールにより受信した照会文書を、照会利用端末として指定された端末以外に送信しないこと。

- (10) 送受信した照会文書が消去されていることを照会実施機関の上席者によって確認する体制を構築し、少なくとも月に1回以上の確認を行うこと。
- (11) 電子メールにより受信した照会文書を、定められた保存先以外に保存しないこと。
また、受信した照会文書を、庁舎外に持ち出さないこと。
- (12) 不審な電子メールを受信した時は、開封せずにシステム管理者に連絡すること。
- (13) 電子メールのなりすましの防止策を講ずること。

4 共有フォルダ利用に関する情報セキュリティ要件

- (1) 共有フォルダを用いて、照会文書の授受を行う場合は、共有フォルダに、照会文書を閲覧する権限がある者以外の者がアクセスできないようにアクセス制限を設けること。
- (2) 共有フォルダ内に蔵置する照会文書は、パスワードによる暗号化を行い閲覧を制限すること。
パスワードは、強固なパスワードに必要な十分な桁数（英大文字・英小文字・数字を22文字程度）を備えた第三者に容易に推測できないパスワードを使用すること。
当該パスワードの伝達方法にあたっては、秘匿性を確保すること。
また、当該パスワードについては、知る必要がない者に知られるような状態で放置しないよう適切に管理を行い、人事異動の都度変更するなど、定期的な変更を行うこと。
- (3) 共有フォルダ内に照会文書を蔵置する際には、蔵置する文書の作成者情報等、当該ファイルから付随する情報を削除するとともに、暗号化を行うなど情報漏えいを防止する対策を講ずること。
また、原則として、警察が蔵置する照会文書は印字を禁止したPDFとすること。
- (4) 共有フォルダ内に蔵置した照会文書については、照会実施機関において確認後、直ちに端末から当該情報を消去すること。
- (5) 共有フォルダに蔵置した照会文書が放置されていないことを照会実施機関の上席者によって確認する体制を構築し、少なくとも月に1回以上の確認を行うこと。
- (6) 共有フォルダに蔵置した照会文書を、定められた保存先以外に保存しないこと。
また、照会文書を庁舎外に持ち出さないこと。

5 ログ管理

- (1) 暴力団対策主管課においては、利用者のログインに係るログを5年以上（ログが記録されたときから5年以上とする。）保存（電磁的記録方式による保存とする。以下同じ。）すること。
また、地方公共団体照会担当課においては、利用者のログインに係るログを3年以上保存すること。
- (2) 照会利用端末のメール送受信、共有フォルダへのアクセス及び外部記録媒体の利用に係るログを保存すること。
- (3) (2)のログデータ及び照会文書の印字に係るログを保存すること。
- (4) (1)から(3)までのログは、システム管理者のみが閲覧可能であり、不正な消去、改ざん及び不正なアクセスがなされないように、アクセス制御を行うこと。

別添2

LGWANを利用した暴力団員等該当性照会実施時の情報セキュリティチェック表

確認内容		確認事項	措置状況		措置状況に対する補完措置	
			警察	地方公共団体等		
1 情報セキュリティインシデント発生時の措置						
(1)	1	情報セキュリティインシデントが発生した場合において、照会実施機関間で速報体制が構築されているか	・速報対象となる情報セキュリティインシデントは照会実施機関間で合意がなされているか	<input type="checkbox"/> 合意がされている <input type="checkbox"/> 合意がされていない	<input type="checkbox"/> 合意がされている <input type="checkbox"/> 合意がされていない	
			・部内での速報先は把握しているか(例～情報システム課〇〇係など)	部内通報先 ()	部内通報先 ()	
2 端末に関する情報セキュリティ要件						
(1)	2(1)ア	照会利用端末が整備されているか	・照会に用いる端末は公費で整備された端末であるか	<input type="checkbox"/> 公費整備端末である <input type="checkbox"/> 公費整備端末ではない→不可	<input type="checkbox"/> 公費整備端末である <input type="checkbox"/> 公費整備端末ではない→不可	
			・個人所有機器ではないか	<input type="checkbox"/> 個人保有機器である→不可 <input type="checkbox"/> 個人保有機器ではない	<input type="checkbox"/> 個人保有機器である→不可 <input type="checkbox"/> 個人保有機器ではない	
			・指定された端末以外で照会業務が行われないよう、指示がなされているか	<input type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> されていない→不可	<input type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> されていない→不可	
			・指定されたパソコンの管理担当課 ・指定台数	・パソコン管理所属 () ・指定台数 台	・パソコン管理所属 () ・指定台数 台	
(2)	2(1)イ	照会利用端末の利用場所は指定されているか	・照会利用端末の設置場所が指定されているか(設置場所はどこか)	・端末の設置場所の指定 <input type="checkbox"/> 指定されている <input type="checkbox"/> 指定されていない→不可 ・端末設置所属 () ・端末設置場所 ()	・端末の設置場所の指定 <input type="checkbox"/> 指定されている <input type="checkbox"/> 指定されていない→不可 ・端末設置所属 () ・端末設置場所 ()	
(3)	2(1)ウ	庁舎外で照会業務を行わない措置が執られているか	・庁舎外から照会業務を行わないよう、徹底されているか	<input type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> されていない→不可	<input type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> されていない→不可	
(4)	2(1)エ	照会利用端末の盗難防止対策はなされているか	・盗難防止対策の有無及びその内容(例～セキュリティワイヤーによる固定など)	・盗難防止対策の有無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし→補完措置を記載 ・盗難防止対策の内容 ()	・盗難防止対策の有無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし→補完措置を記載 ・盗難防止対策の内容 ()	
(5)	2(1)オ	照会利用端末のログイン時の認証方法に問題はないか	・ログイン時の認証方法(ID及びパスワード又は生体認証の別)	ログイン時の認証方法 <input type="checkbox"/> ID及びパスワード <input type="checkbox"/> 生体認証	ログイン時の認証方法 <input type="checkbox"/> ID及びパスワード <input type="checkbox"/> 生体認証	
			・パスワード認証の場合には、定められたセキュリティポリシーに則った、十分な桁数を備えた第三者に容易に推測できなパスワードとなっているか	<input type="checkbox"/> なっている <input type="checkbox"/> なっていない→不可	<input type="checkbox"/> なっている <input type="checkbox"/> なっていない→不可	

別添2

LGWANを利用した暴力団員等該当性照会実施時の情報セキュリティチェック表

確認内容		確認事項	措置状況		措置状況に対する補完措置
			警察	地方公共団体等	
(5)	2(1)オ	照会利用端末のログイン時の認証方法に問題はないか	・ID及びパスワードによる認証の場合、機のデスクマットなどにID及びパスワードが貼付されていないか <input type="checkbox"/> なっている→不可	ID・パスワードが第三者から視認できる状態になっていないか <input type="checkbox"/> なっていない <input type="checkbox"/> なっている→不可	ID・パスワードが第三者から視認できる状態になっていないか <input type="checkbox"/> なっていない <input type="checkbox"/> なっている→不可
(6)	2(1)カ	照会利用端末のオートログイン機能は無効になっているか	・ログイン時のオートログイン機能は無効化されているか <input type="checkbox"/> 無効化されていない→不可	<input type="checkbox"/> 無効化されている <input type="checkbox"/> 無効化されていない→不可	<input type="checkbox"/> 無効化されている <input type="checkbox"/> 無効化されていない→不可
(7)	2(1)キ	照会利用端末のスクリーンセーバーによるロック機能が設定されているか	・スクリーンセーバーロックの設定の有無 ・スクリーンセーバー起動時間の設定に問題はないか(最長でも15分端末操作がない場合にスクリーンセーバーが作動するようになっているか。また、地方公共団体照会担当課にあっては、最長でも30分端末操作がない場合にスクリーンセーバーが作動するようになっているか。)	・スクリーンセーバーロックの設定の有無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし→原則不可 ・スクリーンセーバー起動時間(分) <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし→原則不可	・スクリーンセーバーロックの設定の有無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし→原則不可 ・スクリーンセーバー起動時間(分) <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし→原則不可
(8)	2(1)ク	照会利用端末の画面が部外者から視認できない措置が執られているか	・照会利用端末の画面が、来庁者等第三者から視認されない場所に設置もしくはほのぞき見防止フィルタを貼る等の措置がなされているか <input type="checkbox"/> 第三者から画面が見えない措置がなされている <input type="checkbox"/> 措置されていない→不可	<input type="checkbox"/> 第三者から画面が見えない措置がなされている <input type="checkbox"/> 第三者から画面が見えない措置がなされている <input type="checkbox"/> 措置されていない→不可	<input type="checkbox"/> 第三者から画面が見えない措置がなされている <input type="checkbox"/> 第三者から画面が見えない措置がなされている <input type="checkbox"/> 措置されていない→不可
(9)	2(1)ケ	照会利用端末を本人以外のユーザーアカウントで使用させないための措置が執られているか	・照会利用端末利用終了後、ログアウトするよう徹底されているか <input type="checkbox"/> 割り振られている <input type="checkbox"/> 割り振られていない→補完措置を記載	・利用後のログアウトについて指示が徹底されているか <input type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> されていない→不可	・利用後のログアウトについて指示が徹底されているか <input type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> されていない→不可
		・照会利用端末には、照会担当者別にユーザーアカウントが割り振られているか	<input type="checkbox"/> 割り振られている <input type="checkbox"/> 割り振られていない→補完措置を記載	<input type="checkbox"/> 割り振られている <input type="checkbox"/> 割り振られていない→補完措置を記載	
		・照会利用端末を本人以外のユーザーアカウントで使用してはいけない旨の管理規定が部内で整備されているか	・本人以外でのアカウントで照会端末を使用してはいけない旨の規定整備の有無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	・本人以外でのアカウントで照会端末を使用してはいけない旨の規定整備の有無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
(10)	2(1)コ	照会利用端末の管理者と利用者の権限が分離されているか	照会利用端末の管理者と利用者の権限が分離されているか <input type="checkbox"/> 分離されている <input type="checkbox"/> 分離されていない→不可	<input type="checkbox"/> 分離されている <input type="checkbox"/> 分離されていない→不可	
(11)	2(1)サ	照会利用端末のユーザーアカウントが分離されているか	照会利用端末のユーザーアカウントが分離されているか <input type="checkbox"/> 分離されている <input type="checkbox"/> 分離されていない ↓ ・利用者を選定するための仕組み() ・共有アカウントの取扱いに関する規定の整備状況 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 分離されている <input type="checkbox"/> 分離されていない ↓ ・利用者を選定するための仕組み() ・共有アカウントの取扱いに関する規定の整備状況 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	

別添2

LGWANを利用した暴力団員等該当性照会実施時の情報セキュリティチェック表

確認内容		確認事項	措置状況		措置状況に対する補完措置	
			警察	地方公共団体等		
(12)	2(1)シ	照会利用端末の利用者が、情報システムを構成する機器等の改造を許可なく実施できないようになっているか	新たな機器等の接続、ソフトウェアの追加等を許可なく実施できないようになっているか	<input type="checkbox"/> なっている <input type="checkbox"/> なっていない→不可	<input type="checkbox"/> なっている <input type="checkbox"/> なっていない→不可	
(13)	2(1)ス	照会利用端末の利用者に対し、端末画面の接写及び情報の持ち出しを禁止する規定が設けられているか	当該規定が整備されているか	<input type="checkbox"/> 整備されている <input type="checkbox"/> 整備されていない→不可	<input type="checkbox"/> 整備されている <input type="checkbox"/> 整備されていない→不可	
(14)	2(2)ア	照会利用端末のOS及び更新状況に問題はないか	・照会利用端末のOS及びバージョンの種類	OSの種類 ()	OSの種類 ()	
(15)	2(2)イ	照会利用端末にウイルス対策ソフトを導入し定義ファイル等は常に最新の状態で保たれているか	・不正プログラム対策ソフトウェア導入の有無及びソフトウェア名	・不正プログラム対策ソフトウェア導入の有無 <input type="checkbox"/> 導入されている <input type="checkbox"/> 導入されていない→不可 ・ウイルス対策ソフトウェア名 ()	・不正プログラム対策ソフトウェア導入の有無 <input type="checkbox"/> 導入されている <input type="checkbox"/> 導入されていない→不可 ・ウイルス対策ソフトウェア名 ()	
			・定義ファイルの更新状況(常に最新の状態で保たれているか)	パターンファイルの番号 () アップデート日付 ()	パターンファイルの番号 () アップデート日付 ()	
(16)	2(3)	照会利用端末の導入ソフトウェアにセキュリティホール対策がなされているか	・導入ソフトウェアにセキュリティホールが発見された場合の対応要領が定められているか ・定められている場合には、具体的な対応要領について(例～情報管理課に報告など)	・対応要領の有無 <input type="checkbox"/> 定められている <input type="checkbox"/> 定められていない ・対応要領()	・対応要領の有無 <input type="checkbox"/> 定められている <input type="checkbox"/> 定められていない ・対応要領()	
3 電子メール利用に関する情報セキュリティ要件						
(1)	3(1)	照会に利用するメールアドレスは、照会実施機関間で固定され、当該メールアドレス以外でメールの送受信を行わない取決めがなされているか	照会に利用するメールアドレスは、照会実施機関間で固定されているか	固定されたメールアドレス ()	固定されたメールアドレス ()	
			固定メールアドレス以外で照会文書の送受信を行わない取決められているか	<input type="checkbox"/> 決められている <input type="checkbox"/> 決められていない→不可	<input type="checkbox"/> 決められている <input type="checkbox"/> 決められていない→不可	
(2)	3(2)	照会に利用するメールアドレスは照会用に新規で用意されたものであるか	・メールアドレスは新規に用意されたものであるか	<input type="checkbox"/> 新規作成 <input type="checkbox"/> 既存メールを利用(理由:)	<input type="checkbox"/> 新規作成 <input type="checkbox"/> 既存メールを利用(理由:)	

別添2

LGWANを利用した暴力団員等該当性照会実施時の情報セキュリティチェック表

確認内容			確認事項	措置状況		措置状況に対する補完措置
				警察	地方公共団体等	
(2)	3(2)	照会業務に従事する者以外の者が照会 用メールアドレスを利用できない措置が講 じられているか	・照会利用メールアドレスのアクセス権は業務上 必要な職員にのみ付与されているか	<input type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> されていない ↓ メールアドレスに対するアクセス 権の付与ができない場合、照会 利用者以外が当該メールアドレス を利用できない措置の内容()	<input type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> されていない ↓ メールアドレスに対するアクセス 権の付与ができない場合、照会 利用者以外が当該メールアドレス を利用できない措置の内容()	
(3)	3(3)	メールアドレスを照会業務以外のメールの 送受信に利用していないか	・メールアドレスを照会業務以外のメールの送受 信に利用していないか	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している→原則不可	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している→原則不可	
(4)	3(4)	利用するメールアドレスのドメイン名に行政 機関であることが保証されるドメイン名 が使用されているか	・照会実施機関双方ともにメールアドレスに「lg.jp ドメイン又は都道府県型ドメイン」を使用している か	<input type="checkbox"/> 使用している <input type="checkbox"/> 使用していない→不可	<input type="checkbox"/> 使用している <input type="checkbox"/> 使用していない→不可	
(5)	3(5)	照会文書を送信する際には、作成者情報 等当該ファイルから付属する情報を削除 する対策が執られているか	・サニタイズ処理を行う対策が執られているか	<input type="checkbox"/> 執られている <input type="checkbox"/> 執られていない	<input type="checkbox"/> 執られている <input type="checkbox"/> 執られていない	
		警察が送信する回答文書に対する適切な 措置は執られているか	・警察から送信する照会文書は印字を禁止したP DFとなっているか	<input type="checkbox"/> なっている <input type="checkbox"/> なっていない→理由及び保全 措置を記載		
(6)	3(6)	照会文書に設定されたパスワードの共有 方法	・具体的な共有方法について	共有方法 <input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 電話	共有方法 <input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 電話	
		照会文書の暗号化措置が執られているか	・暗号化がパスワード設定による場合には、22桁 以上で英大文字、英小文字、数字の組み合わせ となっているか	<input type="checkbox"/> なっていない <input type="checkbox"/> なっている	<input type="checkbox"/> なっていない <input type="checkbox"/> なっている	
(7)	3(6)	照会文書に設定されたパスワードの定期 変更についての取決めがなされているか	・人事異動の都度、パスワードの変更が行われ るよう取決めがなされているか ・具体的な変更頻度	パスワード変更の取決め <input type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> されていない→不可 パスワードの変更頻度 ()	パスワード変更の取決め <input type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> されていない→不可 パスワードの変更頻度 ()	
(8)	3(7)	電子メールで照会文書を送信後、直ちに 端末から当該情報が消去されているか	・送信した照会文書が、直ちに消去されているこ とについて、部内で確認する体制が構築されて いるか	<input type="checkbox"/> 体制がとられている ↓ 具体的な確認方法(例～〇〇課 長による月1回以上のメールボッ クスの目視確認を行い、確認状 況を利用管理簿等で管理する) <input type="checkbox"/> 体制がとられていない →不可	<input type="checkbox"/> 体制がとられている ↓ 具体的な確認方法(例～〇〇課 長による月1回以上のメールボッ クスの目視確認を行い、確認状 況を利用管理簿等で管理する) <input type="checkbox"/> 体制がとられていない →不可	

別添2

LGWANを利用した暴力団員等該当性照会実施時の情報セキュリティチェック表

確認内容		確認事項	措置状況		措置状況に対する補完措置	
			警察	地方公共団体等		
(9)	3(8)	電子メールで照会文書を受信した際に、情報確認後、直ちに受信端末から消去されているか	・受信した照会文書が、直ちに消去されていることについて、部内で確認する体制が構築されているか	<input type="checkbox"/> 体制がとられている ↓ 具体的な確認方法(例～〇〇課長による月1回以上のメールボックスの目視確認を行い、確認状況を利用管理簿等で管理する) <input type="checkbox"/> 体制がとられていない →不可	<input type="checkbox"/> 体制がとられている ↓ 具体的な確認方法(例～〇〇課長による月1回以上のメールボックスの目視確認を行い、確認状況を利用管理簿等で管理する) <input type="checkbox"/> 体制がとられていない →不可	
(10)	3(9)	電子メールで受信した照会文書を、照会利用端末として指定された端末以外に送信しないための措置が取られているか	・個人所有の機器等に転送してはならない旨の部内規定が整備されているか	<input type="checkbox"/> 整備されている <input type="checkbox"/> 整備されていない	<input type="checkbox"/> 整備されている <input type="checkbox"/> 整備されていない	
(11)	3(10)	電子メールで送受信した照会文書が削除されていることを確認するための確認体制が構築されているか	・(9)から(11)までの部内での確認方法について、照会実施機関間で合意がなされているか(覚書などを想定している)	<input type="checkbox"/> 合意がなされている <input type="checkbox"/> 合意がなされていない	<input type="checkbox"/> 合意がなされている <input type="checkbox"/> 合意がなされていない	
(12)	3(11)	電子メールにより受信した照会文書を、定められた保存先以外に保存しないための対策がなされているか	・定められた保存先は外部回線に接続されていない端末であるか	<input type="checkbox"/> 接続されていない <input type="checkbox"/> 接続されている	<input type="checkbox"/> 接続されていない <input type="checkbox"/> 接続されている	
			・具体的な保存方法(例～承認を受けたUSBを利用して、外部回線に接続されていないPWAN端末に移行する。)(例～電子メールで送信された照会書を印字して庁舎内に備付けの照会書綴りに編綴する。)	具体的な保存方法()	具体的な保存方法()	
(13)	3(12)	不審な電子メールを受信したときには、開封せずシステム管理者に通報する体制が構築されているか	・速報先が指定されているか ・不審なメールを受信した際の対応要領について周知されているか	・速報先の指定状況 <input type="checkbox"/> 指定されている <input type="checkbox"/> 指定されていない ・不審メール到達時の対応要領 <input type="checkbox"/> 周知されている <input type="checkbox"/> 周知されていない	・速報先の指定状況 <input type="checkbox"/> 指定されている <input type="checkbox"/> 指定されていない ・不審メール到達時の対応要領 <input type="checkbox"/> 周知されている <input type="checkbox"/> 周知されていない	
(14)	3(13)	電子メールのなりすましの防止策が講じられているか	・電子メールのなりすまし防止策が講じられているか(具体的内容)	<input type="checkbox"/> 講じられている 具体的な内容() <input type="checkbox"/> 講じられていない	<input type="checkbox"/> 講じられている 具体的な内容() <input type="checkbox"/> 講じられていない	
4 共有フォルダ利用に関する情報セキュリティ要件						
(1)	4(1)	共有フォルダに照会文書を閲覧する権限がある者以外の者がアクセスできないようにアクセス制限が設けられているか	・共有フォルダのアクセス権限は照会文書の閲覧権限がある者のみに制限されているか	<input type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> されていない→不可	<input type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> されていない→不可	

別添2

LGWANを利用した暴力団員等該当性照会実施時の情報セキュリティチェック表

確認内容		確認事項	措置状況		措置状況に対する補完措置	
			警察	地方公共団体等		
(2)	4(2)	共有フォルダ内に蔵置する照会文書はパスワードによる暗号化措置が執られているか	・照会文書の暗号化措置が執られているか	<input type="checkbox"/> 執られている	<input type="checkbox"/> 執られている	
			・暗号化がパスワード設定による場合には、22桁以上で英大文字、英小文字、数字の組み合わせとなっているか	<input type="checkbox"/> 執られていない→不可 <input type="checkbox"/> なっていない	<input type="checkbox"/> 執られていない→不可 <input type="checkbox"/> なっていない	
		照会文書に設定されたパスワードの共有方法	・具体的な共有方法について	共有方法 <input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	共有方法 <input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		照会文書に設定されたパスワードの定期変更についての取決めがなされているか	・人事異動の都度、パスワードの変更が行われるよう取決めがなされているか ・具体的な変更頻度	パスワード変更の取決め <input type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> されていない→不可 パスワードの変更頻度 ()	パスワード変更の取決め <input type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> されていない→不可 パスワードの変更頻度 ()	
(3)	4(3)	照会文書を蔵置する際には、作成者情報等当該ファイルから付属する情報を削除する対策が執られているか	・サニタイズ処理を行う対策が執られているか	<input type="checkbox"/> 執られている <input type="checkbox"/> 執られていない	<input type="checkbox"/> 執られている <input type="checkbox"/> 執られていない	
			警察が蔵置する回答文書に対する適切な措置は執られているか	・警察が蔵置する照会文書は印字を禁止したPDFとなっているか	<input type="checkbox"/> なっている <input type="checkbox"/> なっていない→理由及び保全措置を記載	
(4)	4(4)	共有フォルダ内に蔵置した照会文書については、照会実施機関において確認後、直ちに端末から消去されているか	・照会文書を確認後、直ちに共有フォルダから消去する旨の規定が整備されているか	<input type="checkbox"/> 整備されている <input type="checkbox"/> 整備されていない	<input type="checkbox"/> 整備されている <input type="checkbox"/> 整備されていない	
(5)	4(5)	共有フォルダ内の照会文書が放置されていないことを確認する体制が構築されているか	・受信した照会文書が、放置されていないことについて、部内で確認する体制が構築されているか	<input type="checkbox"/> 体制がとられている ↓ 具体的な確認方法(例～〇〇課長による月1回以上の共有フォルダの目視確認を行い、確認状況を利用管理簿等で管理する) <input type="checkbox"/> 体制がとられていない→不可	<input type="checkbox"/> 体制がとられている ↓ 具体的な確認方法(例～〇〇課長による月1回以上の共有フォルダの目視確認を行い、確認状況を利用管理簿等で管理する) <input type="checkbox"/> 体制がとられていない→不可	
(6)	4(6)	共有フォルダに蔵置した照会文書を、定められた保存先以外に保存しないための対策がなされているか	・定められた保存先は外部回線に接続されていない端末であるか	<input type="checkbox"/> 接続されていない <input type="checkbox"/> 接続されている	<input type="checkbox"/> 接続されていない <input type="checkbox"/> 接続されている	
			・具体的な保存方法 (例～承認を受けたUSBを利用して、外部回線に接続されていないPWAN端末に移行する。) (例～電子メールで送信された照会書を印字して庁舎内に備付けの照会書綴りに編綴する。)	具体的な保存方法()	具体的な保存方法()	

別添2

LGWANを利用した暴力団員等該当性照会実施時の情報セキュリティチェック表

確認内容			確認事項	措置状況		措置状況に対する補完措置
				警察	地方公共団体等	
(6)	4(6)	照会文書を庁舎外に持ち出さない規定が整備されているか	・照会文書を庁舎外に持ち出さない規定の有無	<input type="checkbox"/> 整備されている <input type="checkbox"/> 整備されていない	<input type="checkbox"/> 整備されている <input type="checkbox"/> 整備されていない	
5 証跡の管理						
(1)	5(1)	システム管理者によって、利用者のログインに係る証跡を5年以上保存しているか（地方公共団体照会担当課にあっては3年以上）	・照会利用端末のログインに係る証跡が保存されるようになっているか	<input type="checkbox"/> 保存されている <input type="checkbox"/> 保存されていない	<input type="checkbox"/> 保存されている <input type="checkbox"/> 保存されていない	
(2)	5(2)	システム管理者によって、メールの送受信、共有フォルダへのアクセス及び外部記録媒体の利用に係る証跡を5年以上保存しているか	・照会利用端末のメール送受信、共有フォルダへのアクセス及び外部記録媒体の利用に係る証跡が保存されるようになっているか	<input type="checkbox"/> 保存されている <input type="checkbox"/> 保存されていない	<input type="checkbox"/> 保存されている <input type="checkbox"/> 保存されていない	
(3)	5(3)	システム管理者によって、メールアドレス印字及び照会文書の印字に係る証跡を5年以上保存しているか	システム管理者によって、メールアドレス印字及び照会文書の印字に係る証跡を5年以上保存されるようになっているか	<input type="checkbox"/> 保存されている <input type="checkbox"/> 保存されていない	<input type="checkbox"/> 保存されている <input type="checkbox"/> 保存されていない	
(4)	5(4)	(1)から(3)までの証跡はシステム管理者のみが閲覧可能であり不正な消去、改ざん及び不正なアクセスがなされないようにアクセス制御が行われているか	・ログがシステム管理者によって適切に保管されているか	<input type="checkbox"/> 適切に保管されている <input type="checkbox"/> 適切に保管されていない	<input type="checkbox"/> 適切に保管されている <input type="checkbox"/> 適切に保管されていない	

別添2

インターネット回線を利用した暴力団員等該当性照会実施時の情報セキュリティチェック表

確認内容		確認事項	措置状況		措置状況に対する補完措置	
			警察	地方公共団体等		
1 情報セキュリティインシデント発生時の措置						
(1)	1	情報セキュリティインシデントが発生した場合において、照会実施機関間で速報体制が構築されているか	・速報対象となる情報セキュリティインシデントは照会実施機関間で合意がなされているか	<input type="checkbox"/> 合意がされている <input type="checkbox"/> 合意がされていない	<input type="checkbox"/> 合意がされている <input type="checkbox"/> 合意がされていない	
			・部内での速報先は把握しているか(例～情報システム課〇〇係など)	部内通報先 ()	部内通報先 ()	
2 サーバに関する情報セキュリティ要件						
(1)	2(1)	サーバのネットワーク環境のセキュリティ対策がなされているか	・ファイアウォール設定の有無(ネットワーク構成図の確認)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
(2)	2(2)	電子メールサーバ間においては、インターネットを介して通信する電子メールの盗聴及び改ざん防止のため、電子メールに関する通信の暗号化がなされているか	・電子メールサーバ間において電子メールに関する通信の暗号化がなされているか(例～SMTPによる電子メールサーバ間の通信をTLSにより保護、S/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名の技術を利用など)	<input type="checkbox"/> 暗号化されている ↓ (具体的内容:) <input type="checkbox"/> 暗号化されていない→不可	<input type="checkbox"/> 暗号化されている ↓ (具体的内容:) <input type="checkbox"/> 暗号化されていない→不可	
(3)	2(3)	サーバの不正プログラム対策がなされているか	・不正プログラム対策ソフトウェア導入の有無及びソフトウェア名	・不正プログラム対策ソフトウェア導入の有無 <input type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> されていない→不可 ・ソフトウェア名 ()	・不正プログラム対策ソフトウェア導入の有無 <input type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> されていない→不可 ・ソフトウェア名 ()	
			・定義ファイルの更新状況(常に最新の状態に保たれているか)	パターンファイルの番号 () アップデート日付 ()	パターンファイルの番号 () アップデート日付 ()	
(4)	2(4)	サーバのセキュリティホール対策がなされているか	・セキュリティホールが発見された場合の対応要領が定められているか ・定められている場合には、具体的な対応要領について(例～情報管理課に報告など)	・対応要領の有無 <input type="checkbox"/> 定められている <input type="checkbox"/> 定められていない→補完措置を記載 ・対応要領()	・対応要領の有無 <input type="checkbox"/> 定められている <input type="checkbox"/> 定められていない→補完措置を記載 ・対応要領()	

別添2

インターネット回線を利用した暴力団員等該当性照会実施時の情報セキュリティチェック表

確認内容		確認事項	措置状況		措置状況に対する補完措置	
			警察	地方公共団体等		
3 端末に関する情報セキュリティ要件						
(1)	3(1)ア	照会利用端末が整備されているか	・照会に用いる端末は公費で整備された端末であるか	<input type="checkbox"/> 公費整備端末である <input type="checkbox"/> 公費整備端末ではない→不可	<input type="checkbox"/> 公費整備端末である <input type="checkbox"/> 公費整備端末ではない→不可	
			・個人所有機器ではないか	<input type="checkbox"/> 個人保有機器である→不可 <input type="checkbox"/> 個人保有機器ではない	<input type="checkbox"/> 個人保有機器である→不可 <input type="checkbox"/> 個人保有機器ではない	
			・指定された端末以外で照会業務が行われないよう、指示がなされているか	<input type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> されていない→不可	<input type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> されていない→不可	
			・指定されたパソコンの管理担当課 ・指定台数	・パソコン管理所属 () ・指定台数 台	・パソコン管理所属 () ・指定台数 台	
(2)	3(1)イ	照会利用端末の利用場所は指定されているか	・照会利用端末の設置場所が指定されているか (設置場所はどこか)	・端末の設置場所の指定 <input type="checkbox"/> 指定されている <input type="checkbox"/> 指定されていない→不可 ・端末設置所属 () ・端末設置場所 ()	・端末の設置場所の指定 <input type="checkbox"/> 指定されている <input type="checkbox"/> 指定されていない→不可 ・端末設置所属 () ・端末設置場所 ()	
(3)	3(1)ウ	庁舎外で照会業務を行わない措置が執られているか	・庁舎外から照会業務を行わないよう、徹底されているか。	<input type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> されていない→不可	<input type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> されていない→不可	
(4)	3(1)エ	照会利用端末の盗難防止対策はなされているか	・盗難防止対策の有無及びその内容(例～セキュリティワイヤーによる固定など)	・盗難防止対策の有無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし→補完措置を記載 ・盗難防止対策の内容 ()	・盗難防止対策の有無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし→補完措置を記載 ・盗難防止対策の内容 ()	
(5)	3(1)オ	照会利用端末のログイン時の認証方法に問題はないか	・ログイン時の認証方法(ID及びパスワード又は生体認証の別)	ログイン時の認証方法 <input type="checkbox"/> ID及びパスワード <input type="checkbox"/> 生体認証	ログイン時の認証方法 <input type="checkbox"/> ID及びパスワード <input type="checkbox"/> 生体認証	
			・パスワード認証の場合には、定められたセキュリティポリシーに則った、十分な桁数を備えた第三者に容易に推測できないパスワードとなっているか	<input type="checkbox"/> なっている <input type="checkbox"/> なっていない→不可	<input type="checkbox"/> なっている <input type="checkbox"/> なっていない→不可	
			・ID及びパスワードによる認証の場合、機のデスクマットなどにID及びパスワードが貼付されていないか	ID・パスワードが第三者から視認できる状態になっていないか <input type="checkbox"/> なっていない <input type="checkbox"/> なっている→不可	ID・パスワードが第三者から視認できる状態になっていないか <input type="checkbox"/> なっていない <input type="checkbox"/> なっている→不可	

別添2

インターネット回線を利用した暴力団員等該当性照会実施時の情報セキュリティチェック表

確認内容		確認事項	措置状況		措置状況に対する補完措置	
			警察	地方公共団体等		
(6)	3(1)カ	照会利用端末のオートログイン機能は無効になっているか	・ログイン時のオートログイン機能は無効化されているか	<input type="checkbox"/> 無効化されている <input type="checkbox"/> 無効化されていない→不可	<input type="checkbox"/> 無効化されている <input type="checkbox"/> 無効化されていない→不可	
(7)	3(1)キ	照会利用端末のスクリーンセーバーによるロック機能が設定されているか	・スクリーンセーバーロックの設定の有無 ・スクリーンセーバー起動時間の設定に問題はないか(最長でも15分端末操作がない場合にスクリーンセーバーが作動するようになっているか。また、地方公共団体照会担当課にあっては最長でも30分端末操作がない場合にスクリーンセーバーが作動するようになっているか。)	・スクリーンセーバーロックの設定の有無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし→原則不可 ・スクリーンセーバー起動時間()分	・スクリーンセーバーロックの設定の有無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし→原則不可 ・スクリーンセーバー起動時間()分	
(8)	3(1)ク	照会利用端末の画面が部外者から視認できない措置が執られているか	・照会利用端末の画面が、来庁者等第三者から視認されない場所に設置もしくはのぞき見防止フィルタを貼る等の措置がなされているか	<input type="checkbox"/> 第三者から画面が見えない措置がなされている <input type="checkbox"/> 措置されていない→不可	<input type="checkbox"/> 第三者から画面が見えない措置がなされている <input type="checkbox"/> 措置されていない→不可	
(9)	3(1)ケ	照会利用端末を本人以外のユーザーアカウントで使用させないための措置が執られているか	・照会利用端末利用終了後、ログアウトするよう徹底されているか <input type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> されていない→不可	・利用後のログアウトについて指示が徹底されているか <input type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> されていない→不可	・利用後のログアウトについて指示が徹底されているか <input type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> されていない→不可	
		照会利用端末には、照会担当者別にユーザーアカウントが割り振られているか	<input type="checkbox"/> 割り振られている <input type="checkbox"/> 割り振られていない→補完措置を記載	<input type="checkbox"/> 割り振られている <input type="checkbox"/> 割り振られていない→補完措置を記載		
		照会利用端末を本人以外のユーザーアカウントで使用してはいけない旨の管理規定が部内で整備されているか	・本人以外でのアカウントで照会端末を使用してはいけない旨の規定整備の有無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	・本人以外でのアカウントで照会端末を使用してはいけない旨の規定整備の有無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
(10)	3(1)コ	照会利用端末の管理者と利用者の権限が分離されているか	照会利用端末の管理者と利用者の権限が分離されているか	<input type="checkbox"/> 分離されている <input type="checkbox"/> 分離されていない→不可	<input type="checkbox"/> 分離されている <input type="checkbox"/> 分離されていない→不可	
(11)	3(1)サ	照会利用端末のユーザーアカウントが分離されているか	照会利用端末のユーザーアカウントが分離されているか	<input type="checkbox"/> 分離されている <input type="checkbox"/> 分離されていない ↓ ・利用者を特定するための仕組み() ・共有アカウントの取扱いに関する規定の整備状況 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 分離されている <input type="checkbox"/> 分離されていない ↓ ・利用者を特定するための仕組み() ・共有アカウントの取扱いに関する規定の整備状況 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
(12)	3(1)シ	照会利用端末の利用者が、情報システムを構成する機器等の改造を許可なく実施できないようになっているか	新たな機器等の接続、ソフトウェアの追加等を許可なく実施できないようになっているか	<input type="checkbox"/> なっている <input type="checkbox"/> なっていない→不可	<input type="checkbox"/> なっている <input type="checkbox"/> なっていない→不可	

インターネット回線を利用した暴力団員等該当性照会実施時の情報セキュリティチェック表

確認内容			確認事項	措置状況		措置状況に対する補完措置
				警察	地方公共団体等	
(13)	3(1)ス	照会利用端末の利用者に対し、端末画面の接写及び情報の持ち出しを禁止する規定が設けられているか	当該規定が整備されているか	<input type="checkbox"/> 整備されている <input type="checkbox"/> 整備されていない→不可	<input type="checkbox"/> 整備されている <input type="checkbox"/> 整備されていない→不可	
(14)	3(2)ア	照会利用端末のOS及び更新状況に問題はないか	・照会利用端末のOS及びバージョンの種類	OSの種類 ()	OSの種類 ()	
(15)	3(2)イ	照会利用端末にウイルス対策ソフトを導入し定義ファイル等は常に最新の状態に保たれているか	・不正プログラム対策ソフトウェア導入の有無及びソフトウェア名	・不正プログラム対策ソフトウェア導入の有無 <input type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> されていない→不可 ・ウイルス対策ソフトウェア名 ()	・不正プログラム対策ソフトウェア導入の有無 <input type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> されていない→不可 ・ウイルス対策ソフトウェア名 ()	
			・定義ファイルの更新状況(常に最新の状態に保たれているか)	パターンファイルの番号 () アップデート日付 ()	パターンファイルの番号 () アップデート日付 ()	
(16)	3(3)	照会利用端末の導入ソフトウェアにセキュリティホール対策がなされているか	・導入ソフトウェアにセキュリティホールが発見された場合の対応要領が定められているか ・定められている場合には、具体的な対応要領について(例～情報管理課に報告など)	・対応要領の有無 <input type="checkbox"/> 定められている <input type="checkbox"/> 定められていない ・対応要領()	・対応要領の有無 <input type="checkbox"/> 定められている <input type="checkbox"/> 定められていない ・対応要領()	
4 電子メール利用に関する情報セキュリティ要件						
(1)	4(1)	照会に利用するメールアドレスは、照会実施機関間で固定され、当該メールアドレス以外でメールの送受信を行わない取決めがなされているか	照会に利用するメールアドレスは、照会実施機関間で固定されているか	固定されたメールアドレス ()	固定されたメールアドレス ()	
			固定メールアドレス以外で照会文書の送受信を行わないよう取決められているか	<input type="checkbox"/> 決められている <input type="checkbox"/> 決められていない→不可	<input type="checkbox"/> 決められている <input type="checkbox"/> 決められていない→不可	
(2)	4(2)	照会に利用するメールアドレスは照会用に新規で用意されたものであるか	・メールアドレスは新規に用意されたものであるか	<input type="checkbox"/> 新規作成 <input type="checkbox"/> 既存メールを利用(理由:)	<input type="checkbox"/> 新規作成 <input type="checkbox"/> 既存メールを利用(理由:)	
		照会業務に従事する者以外の者が照会利用メールアドレスを利用できない措置が講じられているか	・照会利用メールアドレスのアクセス権は業務上必要な職員にのみ付与されているか	<input type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> されていない ↓ メールアドレスに対するアクセス権の付与ができない場合、照会利用者以外が当該メールアドレスを利用できない措置の内容()	<input type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> されていない ↓ メールアドレスに対するアクセス権の付与ができない場合、照会利用者以外が当該メールアドレスを利用できない措置の内容()	

別添2

インターネット回線を利用した暴力団員等該当性照会実施時の情報セキュリティチェック表

確認内容			確認事項	措置状況		措置状況に対する補完措置
				警察	地方公共団体等	
(3)	4(3)	メールアドレスを照会業務以外のメールの送受信に利用していないか	・メールアドレスを照会業務以外のメールの送受信に利用していないか	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している→原則不可	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している→原則不可	
(4)	4(4)	利用するメールアドレスのドメイン名に行政機関であることが保証されるドメイン名が使用されているか	・照会実施機関双方ともにメールアドレスに「lg.jpドメイン又は都道府県型ドメイン」を使用しているか	<input type="checkbox"/> 使用している <input type="checkbox"/> 使用していない→不可	<input type="checkbox"/> 使用している <input type="checkbox"/> 使用していない→不可	
(5)	4(5)	照会文書を送信する際には、作成者情報等当該ファイルから付属する情報を削除する対策が執られているか	・サニタイズ処理を行う対策が執られているか	<input type="checkbox"/> 執られている <input type="checkbox"/> 執られていない	<input type="checkbox"/> 執られている <input type="checkbox"/> 執られていない	
		警察が送信する回答文書に対する適切な措置は執られているか	・警察から送信する照会文書は印字を禁止したPDFとなっているか	<input type="checkbox"/> なっている <input type="checkbox"/> なっていない→理由及び補完措置を記載		
(6)	4(6)	照会文書に設定されたパスワードの共有方法	・具体的な共有方法について	共有方法 <input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	共有方法 <input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		照会文書の暗号化措置が執られているか	・暗号化がパスワード設定による場合には、22桁以上で英大文字、英小文字、数字の組み合わせとなっているか	<input type="checkbox"/> なっていない <input type="checkbox"/> なっている	<input type="checkbox"/> なっていない <input type="checkbox"/> なっている	
(7)	4(6)	照会文書に設定されたパスワードの定期変更についての取決めがなされているか	・人事異動の都度、パスワードの変更が行われるよう取決めがなされているか ・具体的な変更頻度	パスワード変更の取決め <input type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> されていない→不可 パスワードの変更頻度 ()	パスワード変更の取決め <input type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> されていない→不可 パスワードの変更頻度 ()	
(8)	4(7)	電子メールで照会文書を送信後、直ちに端末から当該情報が消去されているか	・送信した照会文書が、直ちに消去されていることについて、部内で確認する体制が構築されているか	<input type="checkbox"/> 体制がとられている ↓ 具体的な確認方法(例～〇〇課長による月1回以上のメールボックスの目視確認を行い、確認状況を利用管理簿等で管理する) <input type="checkbox"/> 体制がとられていない→不可	<input type="checkbox"/> 体制がとられている ↓ 具体的な確認方法(例～〇〇課長による月1回以上のメールボックスの目視確認を行い、確認状況を利用管理簿等で管理する) <input type="checkbox"/> 体制がとられていない→不可	

別添2

インターネット回線を利用した暴力団員等該当性照会実施時の情報セキュリティチェック表

確認内容			確認事項	措置状況		措置状況に対する補完措置
				警察	地方公共団体等	
(9)	4(8)	電子メールで照会文書を受信した際に、情報確認後、直ちに受信端末から消去されているか	・受信した照会文書が、直ちに消去されていることについて、部内で確認する体制が構築されているか	<input type="checkbox"/> 体制がとられている ↓ 具体的な確認方法(例～〇〇課長による月1回以上のメールボックスの目視確認を行い、確認状況を利用管理簿等で管理する) <input type="checkbox"/> 体制がとられていない →不可	<input type="checkbox"/> 体制がとられている ↓ 具体的な確認方法(例～〇〇課長による月1回以上のメールボックスの目視確認を行い、確認状況を利用管理簿等で管理する) <input type="checkbox"/> 体制がとられていない →不可	
(10)	4(9)	電子メールで受信した照会文書を、照会利用端末として指定された端末以外に送信しないための措置が取られているか	・個人所有の機器等に転送してはならない旨の部内規定が整備されているか	<input type="checkbox"/> 整備されている <input type="checkbox"/> 整備されていない	<input type="checkbox"/> 整備されている <input type="checkbox"/> 整備されていない	
(11)	4(10)	電子メールで送受信した照会文書が削除されていることを確認するための確認体制が構築されているか	・(9)から(11)までの部内での確認方法について、照会実施機関間で合意がなされているか(覚書などを想定している)	<input type="checkbox"/> 合意がなされている <input type="checkbox"/> 合意がなされていない	<input type="checkbox"/> 合意がなされている <input type="checkbox"/> 合意がなされていない	
(12)	4(11)	電子メールにより受信した照会文書を、定められた保存先以外に保存しないための対策がなされているか	・定められた保存先は外部回線に接続されていない端末であるか	<input type="checkbox"/> 接続されていない <input type="checkbox"/> 接続されている	<input type="checkbox"/> 接続されていない <input type="checkbox"/> 接続されている	
			・具体的な保存方法(例～承認を受けたUSBを利用して、外部回線に接続されていないPWAN端末に移行する。)(例～電子メールで送信された照会書を印字して庁舎内に備付けの照会書綴りに編綴する。)	具体的な保存方法()	具体的な保存方法()	
(13)	4(12)	不審な電子メールを受信したときには、開封せずシステム管理者に速報する体制が構築されているか	・速報先が指定されているか ・不審なメールを受信した際の対応要領について周知されているか	・速報先の指定状況 <input type="checkbox"/> 指定されている <input type="checkbox"/> 指定されていない ・不審メール到達時の対応要領 <input type="checkbox"/> 周知されている <input type="checkbox"/> 周知されていない	・速報先の指定状況 <input type="checkbox"/> 指定されている <input type="checkbox"/> 指定されていない ・不審メール到達時の対応要領 <input type="checkbox"/> 周知されている <input type="checkbox"/> 周知されていない	
(14)	4(13)	電子メールのなりすましの防止策が講じられているか	・電子メールのなりすまし防止策が講じられているか(具体的内容)	<input type="checkbox"/> 講じられている 具体的な内容() <input type="checkbox"/> 講じられていない	<input type="checkbox"/> 講じられている 具体的な内容() <input type="checkbox"/> 講じられていない	

別添2

インターネット回線を利用した暴力団員等該当性照会実施時の情報セキュリティチェック表

確認内容		確認事項	措置状況		措置状況に対する補完措置	
			警察	地方公共団体等		
5 ファイル転送サービス利用に関する情報セキュリティ要件						
(1)	5(1)	ファイル転送サービスを利用して、照会文書のダウンロード先を通知するメールを送信する際には、同メールのメールアドレス(通知用メールアドレス)を固定するとともに、それ以外のメールアドレスを使用していないか	通知用のメールアドレスは、固定されているか	通知用メールアドレス ()	通知用メールアドレス ()	
			固定された通知用メールアドレス以外のものを使用しないように取り決められているか	<input type="checkbox"/> 決められている <input type="checkbox"/> 決められていない→不可。	<input type="checkbox"/> 決められている <input type="checkbox"/> 決められていない→不可。	
(2)	5(2)	通知用メールアドレスは、そのドメイン名が行政機関のものであることが保証されるものであるか	通知用のメールアドレスは、行政機関のものと判別できるような行政型ドメイン又は都道府県型ドメインを使用しているか	<input type="checkbox"/> 使用している <input type="checkbox"/> 使用していない→不可	<input type="checkbox"/> 使用している <input type="checkbox"/> 使用していない→不可	
(3)	5(3)	照会文書を送信する際には、作成者情報等当該ファイルから付属する情報を削除する対策が執られているか	サニタイズ処理を行う対策が執られているか	<input type="checkbox"/> 執られている <input type="checkbox"/> 執られていない	<input type="checkbox"/> 執られている <input type="checkbox"/> 執られていない	
(4)	5(4)	照会文書は、パスワードを設定して暗号化し、当該パスワードを電子メール以外の方法で伝達するなど、秘匿性を確保しているか。	具体的な共有方法について	共有方法 <input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	共有方法 <input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	
(5)	5(4)	当該パスワードについては、強固なパスワードに必要な十分な桁数を備えた第三者に容易に推測できないものを使用して適切に管理し、人事異動の都度変更するなど、定期的な変更を行っているか	暗号化がパスワード設定による場合には、22桁以上で英大文字、英小文字、数字の組み合わせとなっているか	<input type="checkbox"/> なっている <input type="checkbox"/> なっていない	<input type="checkbox"/> なっている <input type="checkbox"/> なっていない	
(6)	5(5)	ファイル転送サービスを利用する場合は、アップロードしたファイルが一定期間後に自動的に消去される仕組みになっているか	自動消去の仕組みについて	<input type="checkbox"/> なっている→消去するまでの期間について記載 <input type="checkbox"/> なっていない→理由及び補完措置を記載	<input type="checkbox"/> なっている→消去するまでの期間について記載 <input type="checkbox"/> なっていない→理由及び補完措置を記載	
(7)	5(6)	ファイル転送サービスにアップロードした照会文書が残されたままになっていないことを送信側の照会実施機関の上席者において確認する体制を構築し、少なくとも月1回以上の確認を行えるか	幹部による確認作業について	<input type="checkbox"/> 体制がとられている→具体的な確認方法(例～〇〇課長による月1回以上のメールボックス等の目視確認を行い、確認状況を利用管理簿等で管理する) <input type="checkbox"/> 体制がとられていない→不可 <input type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/> 体制がとられている→具体的な確認方法(例～〇〇課長による月1回以上のメールボックス等の目視確認を行い、確認状況を利用管理簿等で管理する) <input type="checkbox"/> 体制がとられていない→不可	

別添2

インターネット回線を利用した暴力団員等該当性照会実施時の情報セキュリティチェック表

確認内容		確認事項	措置状況		措置状況に対する補完措置	
			警察	地方公共団体等		
6 証跡の管理						
(1)	5(1)	システム管理者によって、利用者のログインに係る証跡を5年以上保存しているか (地方公共団体照会担当課にあっては3年以上)	・照会利用端末のログインに係る証跡が保存されるようになっているか	<input type="checkbox"/> 保存されている <input type="checkbox"/> 保存されていない	<input type="checkbox"/> 保存されている <input type="checkbox"/> 保存されていない	
(2)	5(2)	システム管理者によって、メールの送受信及び外部記録媒体利用に係る証跡を5年以上保存しているか	・照会利用端末のメール送受信及び外部記録媒体利用に係る証跡が保存されるようになっているか	<input type="checkbox"/> 保存されている <input type="checkbox"/> 保存されていない	<input type="checkbox"/> 保存されている <input type="checkbox"/> 保存されていない	
(3)	5(3)	システム管理者によって、メールデータ及び照会文書印字に係る証跡を5年以上保存しているか	システム管理者によって、メールデータ及び照会文書印字に係る証跡を5年以上保存しているか	<input type="checkbox"/> 保存されている <input type="checkbox"/> 保存されていない	<input type="checkbox"/> 保存されている <input type="checkbox"/> 保存されていない	
(4)	5(4)	(1)から(3)までの証跡はシステム管理者のみが閲覧可能であり不正な消去、改ざん及び不正なアクセスがなされないようにアクセス制御が行われているか	・ログがシステム管理者によって適切に保管されているか	<input type="checkbox"/> 適切に保管されている <input type="checkbox"/> 適切に保管されていない	<input type="checkbox"/> 適切に保管されている <input type="checkbox"/> 適切に保管されていない	

別添 3

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業からの暴力団排除に関する合意書の内容 変更に係る覚書

内閣府地方創生推進事務局参事官、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長、厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長は、令和2年8月20日締結の国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業からの暴力団排除に関する合意書の変更について、下記のとおり合意する。

1 原合意書「4(1)」を次のとおり変更する。

(変更前)

暴力団対策主管課長等と特区民泊制度主管課長との間の文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難しいと認められる特段の事情があるときは、両者の間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができるものとする。

(変更後)

暴力団対策主管課長等と特区民泊制度主管課長との間における文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難しいと認められる特段の事情があるときや、照会手続の効率化を図る上で必要があると認められるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付、その他電子メール等の情報セキュリティの安全性を損なわない方法での送信をもって行うことができるものとする。

なお、電子メール等を利用して文書を送信する場合には、別添「情報セキュリティ要件」を遵守し、情報セキュリティの安全性を担保するための十分な措置を講ずるものとする。

2 本覚書に基づく運用は、令和8年3月2日から開始するものとする。

上記事項の合意の証として本書3通を作成し、当事者各1通を保有するものとする。

令和8年2月27日

内閣府地方創生推進事務局参事官

鷹 合 一 真

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長

安 枝 亮

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長

宮 腰 奏 子

確 認 書

警察庁丁組一発第145号
官監委第5号
令和8年2月25日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長
安 枝 亮

総務省官民競争入札等監理委員会事務局参事官
谷 口 謙 治

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)第10条第4号及び第6号から第9号まで(第15条、第17条及び第19条において準用する場合を含む。)の暴力団排除に関する規定(以下「暴力団排除条項」という。)等に関し、警察庁と総務省は、下記のとおり運用が図られるよう取り組むものとする。

本確認書の実施に伴い、平成18年11月21日に警察庁と内閣府の間で取り交わした確認書(警察庁丁暴発第81号 府官監第21号)は、廃止する。

記

1 確認書の趣旨

国の行政機関等の長等又は地方公共団体の長(以下「実施機関」という。)は、法第2条第6項各号に規定する官民競争入札及び法第2条第7項各号に規定する民間競争入札(以下「官民競争入札等」という。)の落札者を決定する前並びに法第22条第1項第1号ロ(第23条において準用する場合を含む。)に基づき、暴力団排除条項に該当することにより契約の解除をしようとするときは、警察に対して入札参加事業者又は公共サービス実施民間事業者(以下「入札参加事業者等」という。)の暴力団排除条項該当性について意見を聴取し、警察は、当該事業者の暴力団排除条項該当性について回答する。

警察から、当該入札参加事業者等が暴力団排除条項に該当する旨の回答があったときは、実施機関は、入札参加を拒否し又は契約を解除する。

2 意見聴取及び意見陳述の要領

(1) 国の行政機関等の長等からの意見聴取

ア 国の行政機関等の長等は、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課(以下「組織犯罪対策第一課」という。)の長(以下「組織犯罪対策第一課長」という。)に対し、入札参加事業者等の暴力団排除条項該当性について、総務省官民競争入札等監理委員会事務局(以下「事務局」という。)を経由して文書(別記様式第1号又は別記様式第2号)により意見を聴取するものとする。

別添 4

イ 組織犯罪対策第一課長は、アの意見聴取を受けたときは、当該入札参加事業者等の暴力団排除条項該当性を確認し、該当の有無について、事務局を経由して国の行政機関等の長等に対し、速やかに文書(別記様式第3号)により意見を陳述するものとする。

(2) 地方公共団体からの意見聴取

ア 地方公共団体の官民競争入札等実施部局課の長(以下「実施部局課長」という。)は、当該地方公共団体の区域を管轄する都道府県を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長(以下「暴力団対策主管課長等」という。)に対し、入札参加事業者等の暴力団排除条項該当性について、文書(別記様式第1号又は別記様式第2号)により意見を聴取するものとする。

イ 暴力団対策主管課長等は、アの意見聴取を受けたときは、当該入札参加事業者等の暴力団排除条項該当性を確認し、該当の有無について、実施部局課長に対し、速やかに文書(別記様式第3号)により意見を陳述するものとする。

(3) 警察が自ら意見陳述する場合

組織犯罪対策第一課長又は暴力団対策主管課長等は、3(1)又は(2)による意見聴取以外で、公共サービス実施民間事業者が暴力団排除条項に該当する事実を確認した場合は、当該事業者の入札を担当した実施機関に対し、速やかに文書(別記様式第4号)により意見を述べ、必要な措置を執ることを求めるものとする。

(4) 実施機関の対応

組織犯罪対策第一課長又は暴力団対策主管課長等から暴力団排除条項に該当する事由があるとの意見陳述が行われた場合には、実施機関は、入札参加事業者等に対し、必要な措置を執るものとする。

3 意見聴取等に関する留意事項

(1) 警察と実施機関との間の文書及び電磁的記録媒体(CD-R等をいう。以下同じ。)の受渡しについては、原則として、手交で行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手交により難しいと認められる特段の事情があるときや照会手続の効率化を図る上で必要があると認められるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付を行うことができるものとする。

なお、国の行政機関等の長と組織犯罪対策第一課との間における文書及び電磁的記録媒体の受渡しについては、事務局を経由して行う。実施部局課長と暴力団対策主管課長等との間における文書及び電磁的記録媒体の受渡しについては、その他電子メール等の情報セキュリティの安全性を損なわない方法での送信をもって行うことができるものとし、その際には、別添「情報セキュリティ要件」を遵守し、情報セキュリティの安全性を担保するための十分な措置を講ずるものとする。この場合には、送付する文書及び電磁的記録媒体の紛失並びに誤配達の防止、漏えいの防止その他の情報の管理を万全に期すものとする。

(2) 別記様式第1号から第4号までについては、所定の事項が記載されていれば、適宜変更して用いても差し支えない。

なお、電磁的記録媒体を用いて意見聴取する場合は、入札参加事業者等(当該入札参加事業者等が法人等であるときにはその役員等)の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別等をエクセルのファイル形式(別記様式第1号及び第2号別添。拡張子.csv)により記録したものをを用いるものとする。

別添 4

4 その他

- (1) 実施機関は、入札参加事業者に「暴力団排除条項に係る欠格事由に該当しないことを誓約する書面」を提出させる。
- (2) 実施機関は、公共サービス実施民間事業者が暴力団排除条項に該当する疑いがある場合には、法の施行に必要な限度において、その事実の把握に努める。
- (3) 事務局は、暴力団排除条項に係る法の解釈を記載した資料及び意見の聴取等の手続きに関する運用要領を作成し、実施機関に周知を図る。
なお、当該運用要領等を作成する際は、組織犯罪対策第一課と協議する。
- (4) 実施機関は、落札者と交わす契約書に
 - ・ 暴力団員を業務を統括する者又は従業者としている場合には、契約を解除できる。
 - ・ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している場合には、契約を解除できる。

旨を盛り込む。

また、当該契約条項に基づき、契約を解除する際は、上記1から3までに準じて取り扱う。

- (5) 地方公共団体の長が、特定公共サービス(法第2条第5項)以外の業務(法律の特例を講じる必要がない業務)について、法ではなく、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、条例又は規則に手続きを規定すること等により、法に基づくものと同様の仕組みで競争入札を行う場合であって、暴力団排除に関する規定がある場合の運用は、官民競争入札等における暴力団排除条項の上記の運用に準じて取り扱うことができる。
- (6) 本確認書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、警察庁及び総務省において、その都度協議の上、決定するものとする。

別記様式第 1 号（落札者を決定する前の意見聴取の場合）

〇〇〇 第 〇〇〇〇 号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

組織犯罪対策第一課長又は暴力団対策主管課長等 殿

国の行政機関等の長等又は実施部局課長

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく官民競争入札又は民間競争入札の入札参加事業者に関する意見聴取について

別紙の者に関する競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第 10 条第 4 号及び第 6 号から第 9 号までのいずれかに該当する事由の有無について、意見を聴取します。

対象公共サービスの内容		
担当者	住 所	〒
	所属部署	
	役職・氏名	
	電 話	(FAX)
	メールアドレス	

〇〇〇第〇〇〇〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

組織犯罪対策第一課長又は暴力団対策主管課長等 殿

国の行政機関等の長等又は実施部局課長

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく公共サービス実施民間事業者に関する意見聴取について

下記のとおり、公共サービス実施民間事業者が競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条第4号及び第6号から第9号まで（以下「暴力団排除条項」という。）又は暴力団排除に関する契約条項に該当すると認められるので、別紙の者に関する暴力団排除条項等のいずれかに該当する事由の有無について、意見を聴取します。

記

1 当該事業者

2 暴力団排除条項等に該当すると認められる状況

対象公共サービスの内容		
担当者	住所	〒
	所属部署	
	役職・氏名	
	電話	(FAX)
	メールアドレス	

〇〇〇第〇〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

国の行政機関等の長等又は実施部局課長 殿

組織犯罪対策第一課長又は暴力団対策主管課長等

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく官民競争入札又は民間競争入札の入札参加事業者^{※1}に関する意見について

令和〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇第〇〇号により意見聴取を受けた件については、下記のとおり回答します。

記

※ 該当する場合

1 意見聴取対象者

商号又は氏名、代表者、役員等

2 調査結果

上記の者は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条第〇号に該当する事由があると認められる。

その他の者は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条第4号及び第6号から第9号までのいずれにも該当する事由があると認められない。

※ 該当しない場合

いずれの者も競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条第4号及び第6号から第9号に規定する排除対象者に該当する事由があると認められない。

※1 暴力団排除条項又は暴力団排除に関する契約条項に該当し、契約を解除しようとするときの意見聴取に対する回答の場合には、「・・・法律に基づく公共サービス実施民間事業者・・・」となる。

〇〇〇第〇〇〇〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

国の行政機関等の長等又は実施部局課長 殿

組織犯罪対策第一課長又は暴力団対策主管課長等

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく公共サービス実施民間事業者に関する意見について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「法」という。）に基づく公共サービス実施民間事業者に関し、法第10条第7号に該当する事由があり、当該事業者に対して適切な措置をとるべきことが必要であると認めるため、下記のとおり意見を提出する。

記

- 1 氏名（フリガナ）
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 住所
- 5 当該事業者の商号又は名称
- 6 当該事業者の代表者
- 7 理由

上記の者は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条第〇号に該当する事由があると認められる。

特定技能外国人等の受入れに係る業務からの暴力団排除に関する合意書の内容
変更に係る覚書

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長、出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長は、令和7年8月1日締結の特定技能外国人等の受入れに係る業務からの暴力団排除に関する合意書の変更について、下記のとおり合意する。

1 原合意書「4(1)」を次のとおり変更する。

(変更前)

暴力団対策主管課長等と入管首席審査官との間の書類又は電磁的記録媒体(CD-R等をいう。以下同じ。)の受渡しについては、原則として、手交で行うものとする。

ただし、暴力団対策主管課長等の所在地と入管首席審査官の所在地が遠隔地であるなど、手交により難しいと認められる特段の事情があるときは、両者の間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができるものとする。この場合には、送付する書類及び電磁的記録媒体の紛失並びに誤配達の防止、漏えいの防止その他の情報の管理に万全を期すものとする。

(変更後)

暴力団対策主管課長等と入管首席審査官との間の文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難しいと認められる特段の事情があるときや、照会手続の効率化を図る上で必要があると認められるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付、その他電子メール等の情報セキュリティの安全性を損なわない方法での送信をもって行うことができるものとする。

なお、電子メール等を利用して文書を送信する場合には、別途定める「情報セキュリティ要件」を遵守し、情報セキュリティの安全性を担保するための十分な措置を講ずるものとする。

2 本覚書に基づく運用は、令和8年3月2日から開始するものとする。

上記事項の合意の証として本書2通を作成し、当事者各1通を保有するものとする。

令和8年2月27日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長
安枝 亮
出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長
伊藤 純史

別添 6

旅館業からの暴力団排除に関する合意書の内容変更に係る覚書

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長と厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長は、平成30年5月11日締結の旅館業からの暴力団排除に関する合意書の変更について、下記のとおり合意する。

1 原合意書「4(1)」を次のとおり変更する。

(変更前)

暴力団対策主管課長等と生活衛生担当課長との間の文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難いと認められる特段の事情があるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができるものとする。

(変更後)

暴力団対策主管課長等と生活衛生担当課長との間における文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難いと認められる特段の事情があるときや、照会手続の効率化を図る上で必要があると認められるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付、その他電子メール等の情報セキュリティの安全性を損なわない方法での送信をもって行うことができるものとする。

なお、電子メール等を利用して文書を送信する場合には、別添「情報セキュリティ要件」を遵守し、情報セキュリティの安全性を担保するための十分な措置を講ずるものとする。

2 本覚書に基づく運用は、令和8年3月2日から開始するものとする。

上記事項の合意の証として本書2通を作成し、当事者各1通を保有するものとする。

令和8年2月27日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長

安 枝 亮

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長

宮 腰 奏 子

別添 7

大麻草栽培からの暴力団排除に関する合意書の内容変更に係る覚書

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長、厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長は、令和6年11月22日締結の大麻草栽培からの暴力団排除に関する合意書の変更について、下記のとおり合意する。

1 原合意書「4(1)」を次のとおり変更する。

(変更前)

暴力団対策担当課長等と担当課長等との間の文書又は電磁的記録媒体（CD-R等をいう。以下同じ。）の受渡しについては、原則として、手交で行うものとする。

ただし、警察の所在地と、各照会機関の所在地が遠隔地であるなど、手交により難しいと認められる特段の事情があるときは、両者の間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができるものとする。この場合には、送付する書類及び電磁的記録媒体の紛失並びに誤配達防止、漏えいの防止その他の情報の管理を万全に期すものとする。

(変更後)

暴力団対策担当課長等と担当課長等との間における文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難しいと認められる特段の事情があるときや、照会手続の効率化を図る上で必要があると認められるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができるものとするほか、暴力団対策主管課長等と薬務担当課長との間における文書の受け渡しに限り、電子メール等の情報セキュリティの安全性を損なわない方法による送信をもって行うことができるものとする。これらの場合には、受け渡す書類及び電磁的記録媒体の紛失並びに誤配達防止、漏えいの防止その他の情報の管理を万全に期すものとする。

なお、電子メール等の送信をもって行う場合には、別添「情報セキュリティ要件」を遵守し、情報セキュリティの安全性を担保するための十分な措置を講ずるものとする。

2 本覚書に基づく運用は、令和8年3月2日から開始するものとする。

上記事項の合意の証として本書2通を作成し、当事者各1通を保有するものとする。

令和8年2月27日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長
安 枝 亮
厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長
小 園 英 俊

別添 8

住宅宿泊事業からの暴力団排除に関する合意書の内容変更に係る覚書

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長、厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長、国土交通省観光庁観光産業課長は、平成30年3月8日締結の住宅宿泊事業からの暴力団排除に関する合意書の変更について、下記のとおり合意する。

1 原合意書「4(1)」を次のとおり変更する。

(変更前)

暴力団対策主管課長等と届出制度主管課長との間の文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難しいと認められる特段の事情があるときは、両者の間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができるものとする。

(変更後)

暴力団対策主管課長等と届出制度主管課長との間における文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難しいと認められる特段の事情があるときや、照会手続の効率化を図る上で必要があると認められるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付、その他電子メール等の情報セキュリティの安全性を損なわない方法での送信をもって行うことができるものとする。

なお、電子メール等を利用して文書を送信する場合には、別添「情報セキュリティ要件」を遵守し、情報セキュリティの安全性を担保するための十分な措置を講ずるものとする。

2 本覚書に基づく運用は、令和8年3月2日から開始するものとする。

上記事項の合意の証として本書3通を作成し、当事者各1通を保有するものとする。

令和8年2月27日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長

安 枝 亮

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長

宮 腰 奏 子

国土交通省観光庁観光産業課長

二 井 俊 充

別添 9

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書の内容変更に係る覚書

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長、厚生労働省老健局高齢者支援課長、国土交通省住宅局安心居住推進課長は、令和元年11月1日締結のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書の変更について、下記のとおり合意する。

1 原合意書「5(1)」を次のとおり変更する。

(変更前)

暴力団対策主管課長と登録制度主管課長との間の書類又は電磁的記録媒体の送付については、原則として、手交を持って行うものとする。ただし、双方の所在地が遠隔地であるなど、手交により難いと認められる特段の事情があるときには、暴力団対策主管課長と登録制度主管課長との間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができる。

いずれの場合も、送付する書類及び電磁的記録媒体の紛失、誤配達の防止、外部への漏洩の防止その他の情報の管理に万全を期すものとする。

(変更後)

暴力団対策主管課長と登録制度主管課長との間の文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難いと認められる特段の事情があるときや、照会手続の効率化を図る上で必要があると認められるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付、その他電子メール等の情報セキュリティの安全性を損なわない方法での送信をもって行うことができるものとする。

なお、いずれの場合も、送付する書類及び電磁的記録媒体の紛失、誤配達の防止、外部への漏洩の防止その他の情報の管理に万全を期すものとする。

また、電子メール等を利用して文書を送信する場合には、別添「情報セキュリティ要件」を遵守し、情報セキュリティの安全性を担保するための十分な措置を講ずるものとする。

2 本覚書に基づく運用は、令和8年3月2日から開始するものとする。

上記事項の合意の証として本書3通を作成し、当事者各1通を保有するものとする。

令和8年2月27日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長
安 枝 亮
厚生労働省老健局高齢者支援課長
濱 本 健 司
国土交通省住宅局安心居住推進課長
田 中 規 倫

居住安定援助賃貸住宅事業からの暴力団排除の推進に関する合意書の変更に係る覚書

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長、国土交通省住宅局安心居住推進課長、厚生労働省社会・援護局保護課長、同省社会・援護局地域福祉課長、同省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、同省老健局高齢者支援課長は、令和7年9月9日締結の居住安定援助賃貸住宅事業からの暴力団排除の推進に関する合意書の変更について、下記のとおり合意する。

1 原合意書「5(2)」を次のとおり変更する。

(変更前)

暴力団対策主管課長等と認定制度主管課長との間の文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手交で行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手交により難いと認められる特段の事情があるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができるものとする。

(変更後)

暴力団対策主管課長等と認定制度主管課長との間の文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手交で行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手交により難いと認められる特段の事情があるときや、照会手続の効率化を図る上で必要があると認められるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付、その他電子メール等の情報セキュリティの安全性を損なわない方法での送信をもって行うことができるものとする。

なお、電子メール等を利用して文書を送信する場合には、別添「情報セキュリティ要件」を遵守し、情報セキュリティの安全性を担保するための十分な措置を講ずるものとする。

2 本覚書に基づく運用は、令和8年3月2日から開始するものとする。

上記事項の合意の証として本書6通を作成し、当事者各1通を保有するものとする。

令和8年2月27日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長	安 枝 亮
国土交通省住宅局安心居住推進課長	田 中 規 倫
厚生労働省社会・援護局保護課長	竹 内 尚 也
社会・援護局地域福祉課長	野 崎 伸 一
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長	大 竹 雄 二
老健局高齢者支援課長	濱 本 健 司

別添11

不動産特定共同事業等からの暴力団排除に関する合意書の内容変更に係る覚書

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長と国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課長は、平成29年12月1日締結の不動産特定共同事業等からの暴力団排除に関する合意書の変更について、下記のとおり合意する。

- 1 原合意書について、別紙のとおり変更する。
- 2 本覚書に基づく運用は、令和8年3月2日から開始するものとする。

上記事項の合意の証として本書2通を作成し、当事者各1通を保有するものとする。

令和8年2月27日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長

安 枝 亮

国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課長

北 間 美 穂

(別紙)

※下線部は変更箇所

変 更 後	現 行
<p>(照会手続等)</p> <p>第2 <u>①国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課長</u> (以下「不動産市場整備課長」という。)、②各地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長 (以下「地方整備局等局長」という。) 並びに③都道府県の不動産特定共同事業を主管する課の長 (以下「都道府県担当課長」という。) は、不動産特定共同事業の許可若しくは小規模不動産特定共同事業の登録を受けようとする者又は不動産特定共同事業者若しくは小規模不動産特定共同事業者 (以下「不動産特定共同事業許可申請者等」という。) が排除対象者に該当するか否かを確認する必要があるときは、不動産市場整備課長にあっては<u>警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長</u> (以下「組織犯罪対策第一課長」という。)、地方整備局等局長及び都道府県担当課長にあっては所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課の長 (以下「暴力団対策主管課長」という。) に対し、照会書 (別記様式第1号) により照会するものとする。</p> <p>2 不動産市場整備課長及び地方整備局等局長は、適格特例投資家限定事業者が排除対象者であるか否かを確認する必要があるときは、不動産市場整備課長にあっては<u>組織犯罪対策第一課長</u>、地方整備局等局長にあっては暴力団対策主管課長に対し、照会書 (別記様式第1号) により照会するものとする。</p> <p>3 不動産市場整備課長は、登録証明事業の登録を受けようとする者又は登録証明事業実施機関 (「登録証明事業実施機関等」という。) が排除対象者であるか否かを確認する必要があるときは、<u>組織犯罪対策第一</u></p>	<p>(照会手続等)</p> <p>第2 <u>①国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課長</u> (以下「不動産市場整備課長」という。)、②各地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長 (以下「地方整備局等局長」という。) 並びに③都道府県の不動産特定共同事業を主管する課の長 (以下「都道府県担当課長」という。) は、不動産特定共同事業の許可若しくは小規模不動産特定共同事業の登録を受けようとする者又は不動産特定共同事業者若しくは小規模不動産特定共同事業者 (以下「不動産特定共同事業許可申請者等」という。) が排除対象者に該当するか否かを確認する必要があるときは、不動産市場整備課長にあっては<u>警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長</u> (以下「暴力団対策課長」という。)、地方整備局等局長及び都道府県担当課長にあっては所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課の長 (以下「暴力団対策主管課長」という。) に対し、照会書 (別記様式第1号) により照会するものとする。</p> <p>2 不動産市場整備課長及び地方整備局等局長は、適格特例投資家限定事業者が排除対象者であるか否かを確認する必要があるときは、不動産市場整備課長にあっては<u>暴力団対策課長</u>、地方整備局等局長にあっては暴力団対策主管課長に対し、照会書 (別記様式第1号) により照会するものとする。</p> <p>3 不動産市場整備課長は、登録証明事業の登録を受けようとする者又は登録証明事業実施機関 (「登録証明事業実施機関等」という。) が排除対象者であるか否かを確認する必要があるときは、<u>暴力団対策課長</u>に</p>

課長に対し、照会書（別記様式第1号）により照会するものとする。

（回答）

第3 組織犯罪対策第一課長及び暴力団対策 主管課長は、第2の照会を受けたときは、不動産特定共同事業許可申請者等、適格特例投資家限定事業者又は登録証明事業実施機関等が排除対象者に該当するか否かについて確認した上、その結果を不動産市場整備課長、地方整備局等局長又は都道府県担当課長に対し、回答書（別記様式第2号）により速やかに回答するものとする。

なお、組織犯罪対策第一課長及び暴力団対策 主管課長は、排除対象者該当性の確認に際して、本人の特定のためにより詳細な情報が必要となる場合は、不動産市場整備課長、地方整備局等局長又は都道府県担当課長に対し、更なる資料等の提出を求めることができるものとする。

（照会等に関する留意事項）

第6 組織犯罪対策第一課長と不動産市場整備 課長との間又は暴力団対策主管課長と地方整備局等局長若しくは都道府県担当課長との間における文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難いと認められる特段の事情があるときや、照会手続の効率化を図る上で必要があると認められるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付、その他電子メール等の情報セキュリティの安全性を損なわない方法での送信をもって行うことができるものとする。

なお、別記様式第1号から第3号までについては、所定の事項が記載されていれば、適宜変更して用いても差し支えない。

また、電子メール等を利用して文書を送

対し、照会書（別記様式第1号）により照会するものとする。

（回答）

第3 暴力団対策課長及び暴力団対策 主管課長は、第2の照会を受けたときは、不動産特定共同事業許可申請者等、適格特例投資家限定事業者又は登録証明事業実施機関等が排除対象者に該当するか否かについて確認した上、その結果を不動産市場整備課長、地方整備局等局長又は都道府県担当課長に対し、回答書（別記様式第2号）により速やかに回答するものとする。

なお、暴力団対策課長及び暴力団対策 主管課長は、排除対象者該当性の確認に際して、本人の特定のためにより詳細な情報が必要となる場合は、不動産市場整備課長、地方整備局等局長又は都道府県担当課長に対し、更なる資料等の提出を求めることができるものとする。

（照会等に関する留意事項）

第6 暴力団対策課長と不動産市場整備 課長との間又は暴力団対策主管課長と地方整備局等局長若しくは都道府県担当課長との間における文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難いと認められる特段の事情があるときは、両者の間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができるものとする。

なお、別記様式第1号から第3号までについては、所定の事項が記載されていれば、適宜変更して用いても差し支えない。

信する場合には、別添「情報セキュリティ要件」を遵守し、情報セキュリティの安全性を担保するための十分な措置を講ずるものとする。

(情報管理の徹底)

第7 組織犯罪対策第一課長、暴力団対策主管課長、不動産市場整備課長、地方整備局等局長及び都道府県担当課長は、本合意書に基づく照会等その他両者間で行われる情報交換に係る情報については、照会等手続の目的以外に利用しないものとし、紛失及び漏えいの防止その他情報管理に万全を期すものとする。

(連携の強化)

第8 組織犯罪対策第一課長と不動産市場整備課長又は暴力団対策主管課長と地方整備局等局長若しくは都道府県担当課長は、照会の手続に関して、相互に協力し、緊密な連携の下、不動産特定共同事業等からの暴力団排除対策を推進するものとする。

(その他)

第9 組織犯罪対策第一課長と不動産市場整備課長は、本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

別記様式第1号

文 書 番 号
〇〇年〇〇月〇〇日

(警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長/警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課の長) 殿

(国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課長/地方整備局長/北

(情報管理の徹底)

第7 暴力団対策課長、暴力団対策主管課長、不動産市場整備課長、地方整備局等局長及び都道府県担当課長は、本合意書に基づく照会等その他両者間で行われる情報交換に係る情報については、照会等手続の目的以外に利用しないものとし、紛失及び漏えいの防止その他情報管理に万全を期すものとする。

(連携の強化)

第8 暴力団対策課長と不動産市場整備課長又は暴力団対策主管課長と地方整備局等局長若しくは都道府県担当課長は、照会の手続に関して、相互に協力し、緊密な連携の下、不動産特定共同事業等からの暴力団排除対策を推進するものとする。

(その他)

第9 暴力団対策課長と不動産市場整備課長は、本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

別記様式第1号

文 書 番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

(警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長/警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課の長) 殿

(国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課長/地方整備局長/北

<p>海道開発局長/沖縄総合事務局長/都道府県の不動産特定共同事業を主管する課の長) □</p> <p style="text-align: center;">照 会 書 (略)</p> <p>別添 (略)</p> <p>別記様式第2号</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>(国土交通省<u>不動産・建設経済局不動産市場整備課長/地方整備局長/北海道開発局長/沖縄総合事務局長/都道府県の不動産特定共同事業を主管する課の長) 殿</u></p> <p style="text-align: center;">(警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長/警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課の長) □</p> <p style="text-align: center;">回 答 書</p> <p>「不動産特定共同事業等からの暴力団排除に関する合意書」(以下「本合意書」という。)に基づき、〇〇年〇〇月〇〇日付第〇〇号で照会のあった件について、下記のとおり回答します。</p> <p style="text-align: center;">記 (略)</p> <p>別記様式第3号</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>(国土交通省<u>不動産・建設経済局不動産市場整備課長/都道府県の不動産特定共同事業を主管する課の長) 殿</u></p>	<p>海道開発局長/沖縄総合事務局長/都道府県の不動産特定共同事業を主管する課の長) 印</p> <p style="text-align: center;">照 会 書 (略)</p> <p>別添 (略)</p> <p>別記様式第2号</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>(国土交通省<u>土地・建設産業局不動産市場整備課長/地方整備局長/北海道開発局長/沖縄総合事務局長/都道府県の不動産特定共同事業を主管する課の長) 殿</u></p> <p style="text-align: center;">(警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長/警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課の長) 印</p> <p style="text-align: center;">回 答 書</p> <p>「不動産特定共同事業等からの暴力団排除に関する合意書」(以下「本合意書」という。)に基づき、平成〇〇年〇〇月〇〇日付第〇〇号で照会のあった件について、下記のとおり回答します。</p> <p style="text-align: center;">記 (略)</p> <p>別記様式第3号</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>(国土交通省<u>土地・建設産業局不動産市場整備課長/都道府県の不動産特定共同事業を主管する課の長) 殿</u></p>
--	---

別添11

<p>(警察庁刑事局組織犯罪対策部 組織犯罪対策第一課長/警視庁又は道府県警 察本部の暴力団対策を主管する課の長) □</p> <p>通 知 書 (略)</p>	<p>(警察庁刑事局組織犯罪 対策部暴力団対策課長/警視庁又は道府県警 察本部の暴力団対策を主管する課の長) 印</p> <p>通 知 書 (略)</p>
--	---

港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書の内容変更に係る覚書

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長（旧 暴力団対策課長）と国土交通省港湾局港湾経済課長は、平成23年12月15日締結の港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書の変更について、下記のとおり合意する。

1 原合意書「3（2）①」を次のとおり変更する。

（変更前）

指定担当課の長（以下「指定担当課長」という。）から暴力団対策主管課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）への意見聴取は、様式第1号により行うものとする。

指定担当課長は、警察に対して意見聴取するときは、様式第2号の「意見聴取に必要な事項」欄の事項を、様式第3号の様式に準じた書面及び電磁的記録媒体を用いる。この場合の電磁的記録媒体への入力要領は、別に定める。

また、指定権者は、申請時に申請者から「暴力団排除条項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを誓約する書面」の提出を受ける。

（変更後）

指定担当課の長（以下「指定担当課長」という。）から暴力団対策主管課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）への意見聴取は、様式第1号により行うものとする。

指定担当課長は、暴力団対策主管課長に対して意見聴取するときは、様式第2号の「意見聴取に必要な事項」欄の事項を、様式第3号の様式に準じた書面（写し）及び電磁的記録媒体を用いて提出する。この場合の電磁的記録媒体への入力要領は、別に定める。

また、指定権者は、申請時に申請者から「暴力団排除条項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを誓約する書面」の提出を受ける。

なお、書面又は電磁的記録媒体の受渡しを、電子メール等の情報セキュリティの安全性を損なわない方法での送信をもって行う場合は、電磁的記録による提出ができるものとする。

2 原合意書「5」を次のとおり変更する。

（変更前）

暴力団対策主管課長と指定担当課長は、本合意書に基づく意見聴取及び意見陳述（排除要請）その他両者間で行われる情報交換に係る情報について、合意書に定める目的以外に利用しないものとし、外部への漏洩の防止その他の情報管理の徹底に努めるものとする。

（変更後）

暴力団対策主管課長と指定担当課長は、本合意書に基づく意見聴取及び意見陳述（排除要請）その他両者間で行われる情報交換に係る情報について、合意書に定める目的以外に利用しないものとし、外部への漏洩の防止その他の情報管理の徹底に努めるものとする。

また、暴力団対策主管課長と指定担当課長との間における書面又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

別添12

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難しいと認められる特段の事情があるときや、照会手続の効率化を図る上で必要があると認められるときには、郵便書留による送付を以て行うことができるものとする。

なお、暴力団対策主管課長と指定担当課長との間における書面又は電磁的記録媒体の受渡しについては、電子メール等の情報セキュリティの安全性を損なわない方法での送信をもって行うことができるものとし、その際には、別添「情報セキュリティ要件」を遵守し、情報セキュリティの安全性を担保するための十分な措置を講ずるものとする。

3 原合意書の様式第1号から第6号については、別添のとおり変更する。

4 本覚書に基づく運用は、令和8年3月2日から開始するものとする。

なお、変更後の合意書3(2)①及び変更後の合意書5における電子メール等の情報セキュリティの安全性を損なわない方法での送信は、当面の間、都道府県警察本部と港湾管理者との間における書面又は電磁的記録媒体の受渡しに限るものとする。

上記事項の合意の証として本書2通を作成し、当事者各1通を保有するものとする。

令和8年2月27日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長

安 枝 亮

国土交通省港湾局港湾経済課長

末 満 章 悟

暴力団対策主管課長 あて

指定担当課長

「港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書」に基づく意見聴取について

「港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）に基づき、下記のとおり意見を聴取します。

記

1. 意見聴取の対象とする申請者の名称

- (1) 株式会社○○○
- (2) △△△株式会社
- (3) 株式会社□□□

(注) 当該申請者に係る照会対象者の氏名等については、別紙のとおり。

2. 意見を聴取する事項

合意書2(2)に該当する事由の有無

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員を利用している者
- ③ 暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- ④ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑤ 暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- ⑥ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

様式第2号

意見聴取に必要な事項及び確認のための書面一覧表

	意見聴取の対象	意見聴取に必要な事項	確認のための書面
申請者	① 申請者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商号又は名称、代表者氏名 ・ 本店の所在地 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明書^(※1)
	② ①の役員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名、生年月日、性別、住所、役職名 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票の写し等^(※2) ・ 戸籍抄本（その者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合） ・ 未成年者登記簿の謄本（その者が未成年者であって、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する場合）

※1 「登記事項証明書」とは、履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

※2 「住民票の写し等」とは、住民票の写し、対象が外国人の場合で外国人登録をしている場合の登録原票記載事項証明書の写し又はこれに代わる書面（いずれも発行後3ヶ月以内のもの）

年 月 日

指定権者 あて

申請者 住 所 (郵便番号)

電話番号 () ー

商 号
又は名称

代表者氏名

申請者等確認書

この書面の記載事項は、事実と相違ありません。

(留意事項)

- 1 この書面及び提出書類は、港湾運営会社からの暴力団等排除に関する欠格事由該当性の審査に必要であり、この書面及び提出書類に記載されている個人情報については、欠格事由該当性の審査のため、必要な範囲において利用し又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。
- 2 この書面とともに第4面の一覧表に示す書類の提出をお願いします。

1 申請者

フリガナ	本店の所在地
商号又は名称	代表者の氏名

2 役員

フリガナ	生年月日 (性別)	住所
氏名	役職名又は名称	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	

(記載上の注意)

記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第3面の次に添付して下さい。

3 提出書類

この書面のほか、下表に示す提出書類のうち、該当するものを提出して下さい。なお、提出する書類については、チェック欄に○印を付けて下さい。

提出書類一覧表	チェック
1 住民票の写し（外国人の場合は登録原票記載事項証明書の写し）（※1）	
申請者の役員	
2 登記事項証明書（※2）	
申請者	
3 戸籍抄本（※3）	
申請者の役員	
4 未成年者登記簿の謄本（※4）	
申請者の役員	
5 誓約書	
申請者	

※1 登録原票記載事項証明書の写しは、その者が外国人で外国人登録をしている場合に提出して下さい。また、住民票の写し及び登録原票記載事項証明書の写しはいずれも発行後3ヶ月以内のものを提出して下さい。

※2 登記事項証明書は、発行後3ヶ月以内のものを提出して下さい。

※3 戸籍抄本は、その者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合に提出してください。

※4 未成年者登記簿の謄本は、その者が未成年者であって、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する場合に提出してください。

様式第4号

文 書 番 号
年 月 日

指定担当課長 あて

暴力団対策主管課長

「港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書」に基づく意見について

「港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）に基づき、 年 月 日付け 第 号により意見を求められた件について、下記のとおり回答します。

記

1. 意見の対象とする申請者の名称

- (1) 株式会社○○○
(該当する事由) 合意書2(2) に該当
- (2) △△△株式会社
(該当する事由) 合意書2(2) に該当
- (3) 株式会社□□□
該当なし

指定担当課長 あて

暴力団対策主管課長

「港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書」に基づく意見について

「港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）に基づき、 年 月 日付け 第 号により意見を求められた件について、下記のとおり回答します。

なお、申請者（株式会社□□□）については調査の上、後日、回答します。

記

1. 意見の対象とする申請者の名称

(1) 株式会社○○○

(該当する事由) 合意書2(2) に該当

(2) △△△株式会社

該当なし

指定担当課長 あて

暴力団対策主管課長

「港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書」に基づく意見について

「港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）に基づき、下記の港湾運営会社について、合意書2(2)に該当する事由が判明したので通知する。

記

1. 意見の対象とする港湾運営会社
名称 株式会社〇〇〇
住所 △△△
2. 合意書2(2)に該当する事由の有無に係る意見
(該当する事由) 合意書2(2) に該当

住宅宿泊管理業からの暴力団排除に関する合意書の内容変更に係る覚書

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長、国土交通省不動産・建設経済局不動産課長は、平成30年3月8日締結の住宅宿泊管理業からの暴力団排除に関する合意書の変更について、下記のとおり合意する。

1 原合意書「4(1)」を次のとおり変更する。

(変更前)

暴力団対策主管課長等と不動産業担当課長との間の文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難いと認められる特段の事情があるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができるものとする。

(変更後)

暴力団対策主管課長等と不動産業担当課長との間における文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難いと認められる特段の事情があるときや、照会手続の効率化を図る上で必要があると認められるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付、その他電子メール等の情報セキュリティの安全性を損なわない方法での送信をもって行うことができるものとする。

なお、電子メール等を利用して文書を送信する場合には、別添「情報セキュリティ要件」を遵守し、情報セキュリティの安全性を担保するための十分な措置を講ずるものとする。

2 本覚書に基づく運用は、令和8年3月2日から開始するものとする。

上記事項の合意の証として本書2通を作成し、当事者各1通を保有するものとする。

令和8年2月27日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長

安 枝 亮

国土交通省不動産・建設経済局不動産課長

倉 石 誠 司

船員職業紹介事業等からの暴力団排除に関する合意書の内容変更に係る覚書

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長、国土交通省海事局船員政策課長は、令和4年3月17日締結の船員職業紹介事業等からの暴力団排除に関する合意書の変更について、下記のとおり合意する。

1 原合意書「4(1)」を次のとおり変更する。

(変更前)

暴力団対策主管課長等と船員労政担当課長との間の文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難しいと認められる特段の事情があるときは、両者の間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができるものとする。

(変更後)

暴力団対策主管課長等と船員労政担当課長との間における文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難しいと認められる特段の事情があるときや、照会手続の効率化を図る上で必要があると認められるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付、その他電子メール等の情報セキュリティの安全性を損なわない方法での送信をもって行うことができるものとする。

なお、電子メール等を利用して文書を送信する場合には、別添「情報セキュリティ要件」を遵守し、情報セキュリティの安全性を担保するための十分な措置を講ずるものとする。

2 本覚書に基づく運用は、令和8年3月2日から開始するものとする。

上記事項の合意の証として本書2通を作成し、当事者各1通を保有するものとする。

令和8年2月27日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長

安 枝 亮

国土交通省海事局船員政策課長

後 藤 章 文

マンション管理業からの暴力団排除に関する合意書の内容変更に係る覚書

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長、国土交通省不動産・建設経済局不動産課長は、令和3年2月12日締結のマンション管理業からの暴力団排除に関する合意書の変更について、下記のとおり合意する。

1 原合意書「4(1)」を次のとおり変更する。

(変更前)

暴力団対策主管課長等と不動産業担当課長との間の文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難しいと認められる特段の事情があるときは、両者の間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができるものとする。

(変更後)

暴力団対策主管課長等と不動産業担当課長との間における文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難しいと認められる特段の事情があるときや、照会手続の効率化を図る上で必要があると認められるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付、その他電子メール等の情報セキュリティの安全性を損なわない方法での送信をもって行うことができるものとする。

なお、電子メール等を利用して文書を送信する場合には、別添「情報セキュリティ要件」を遵守し、情報セキュリティの安全性を担保するための十分な措置を講ずるものとする。

2 本覚書に基づく運用は、令和8年3月2日から開始するものとする。

上記事項の合意の証として本書2通を作成し、当事者各1通を保有するものとする。

令和8年2月27日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長

安 枝 亮

国土交通省不動産・建設経済局不動産課長

倉 石 誠 司

賃貸住宅管理業からの暴力団排除に関する合意書の内容変更に係る覚書

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長、国土交通省不動産・建設経済局不動産課長は、令和3年4月22日締結の賃貸住宅管理業からの暴力団排除に関する合意書の変更について、下記のとおり合意する。

1 原合意書「4(1)」を次のとおり変更する。

(変更前)

暴力団対策主管課長等と不動産業担当課長との間の文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難しいと認められる特段の事情があるときは、両者の間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができるものとする。

(変更後)

暴力団対策主管課長等と不動産業担当課長との間における文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難しいと認められる特段の事情があるときや、照会手続の効率化を図る上で必要があると認められるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付、その他電子メール等の情報セキュリティの安全性を損なわない方法での送信をもって行うことができるものとする。

なお、電子メール等を利用して文書を送信する場合には、別添「情報セキュリティ要件」を遵守し、情報セキュリティの安全性を担保するための十分な措置を講ずるものとする。

2 本覚書に基づく運用は、令和8年3月2日から開始するものとする。

上記事項の合意の証として本書2通を作成し、当事者各1通を保有するものとする。

令和8年2月27日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長

安 枝 亮

国土交通省不動産・建設経済局不動産課長

倉 石 誠 司

測量業者登録からの暴力団排除に関する合意書の内容変更に係る覚書

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長、国土交通省不動産・建設経済局建設振興課長は、令和7年3月25日締結の測量業者登録からの暴力団排除に関する合意書の変更について、下記のとおり合意する。

1 原合意書「4(1)」を次のとおり変更する。

(変更前)

暴力団対策主管課長等と建設産業担当課長との間の文書又は電磁的記録媒体（CD-R等をいう。以下同じ。）の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難しいと認められる特段の事情があるときは、両者の間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができるものとする。

(変更後)

暴力団対策主管課長等と建設産業担当課長との間の文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難しいと認められる特段の事情があるときや、照会手続の効率化を図る上で必要があると認められるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付、その他電子メール等の情報セキュリティの安全性を損なわない方法での送信をもって行うことができるものとする。

なお、電子メール等を利用して文書を送信する場合には、別添「情報セキュリティ要件」を遵守し、情報セキュリティの安全性を担保するための十分な措置を講ずるものとする。

2 本覚書に基づく運用は、令和8年3月2日から開始するものとする。

上記事項の合意の証として本書2通を作成し、当事者各1通を保有するものとする。

令和8年2月27日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長

安 枝 亮

国土交通省不動産・建設経済局建設振興課長

山 岸 浩 一

建設コンサルタント及び地質調査業者登録からの暴力団排除に関する合意書の内容
変更に係る覚書

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長、国土交通省不動産・建設経済局建設振興課長は、平成23年6月29日締結の建設コンサルタント及び地質調査業者登録からの暴力団排除に関する合意書の変更について、下記のとおり合意する。

1 原合意書「4」を次のとおり変更する。

(変更前)

暴力団対策主管課長及び建設産業担当課長は、本合意書に基づく意見聴取及び意見陳述（排除要請）その他両者間で行われる情報交換に課係る情報について、合意書に定める目的以外に利用しないものとし、外部への漏洩の防止その他の情報管理の徹底に努めるものとする。

(変更後)

暴力団対策主管課長及び建設産業担当課長は、本合意書に基づく意見聴取及び意見陳述（排除要請）その他両者間で行われる情報交換に課係る情報について、合意書に定める目的以外に利用しないものとし、外部への漏洩の防止その他の情報管理の徹底に努めるものとする。

また、暴力団対策主管課長と建設産業担当課長との間における文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難しいと認められる特段の事情があるときや、照会手続の効率化を図る上で必要があると認められるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付、その他電子メール等の情報セキュリティの安全性を損なわない方法での送信をもって行うことができるものとする。

なお、電子メール等を利用して文書を送信する場合には、別添「情報セキュリティ要件」を遵守し、情報セキュリティの安全性を担保するための十分な措置を講ずるものとする。

2 本覚書に基づく運用は、令和8年3月2日から開始するものとする。

上記事項の合意の証として本書2通を作成し、当事者各1通を保有するものとする。

令和8年2月27日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長
安 枝 亮
国土交通省不動産・建設経済局建設振興課長
山 岸 浩 一

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業からの暴力団排除の推進に関する合意書の
内容変更に係る覚書

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長、国土交通省住宅局安心居住推進課長、国土交通省住宅局住宅経済・法制課住宅金融室長は、平成29年10月25日締結の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業からの暴力団排除に関する合意書の変更について、下記のとおり合意する。

1 原合意書「4(1)」を次のとおり変更する。

(変更前)

暴力団対策主管課長と登録制度主管課長との間の文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手交で行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手交により難いと認められる特段の事情があるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができるものとする。

(変更後)

暴力団対策主管課長と登録制度主管課長との間の文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難いと認められる特段の事情があるときや、照会手続の効率化を図る上で必要があると認められるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付、その他電子メール等の情報セキュリティの安全性を損なわない方法での送信をもって行うことができるものとする。

なお、電子メール等を利用して文書を送信する場合には、別添「情報セキュリティ要件」を遵守し、情報セキュリティの安全性を担保するための十分な措置を講ずるものとする。

2 本覚書に基づく運用は、令和8年3月2日から開始するものとする。

上記事項の合意の証として本書4通を作成し、当事者各1通を保有するものとする。

令和8年2月27日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長

安 枝 亮

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

勝 又 賢 人

国土交通省住宅局安心居住推進課長

田 中 規 倫

国土交通省住宅局住宅経済・法制課住宅金融室長

滝 澤 朗

環境省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書の内容変更に係る覚書

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長、環境省大臣官房会計課長は、平成23年12月27日締結の環境省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書の変更について、下記のとおり合意する。

1 原合意書「第5」を次のとおり変更する。

(変更前)

契約担当官等は、入札者等、既に契約を締結した相手方、下請負人等（下請負人「下請が数次に亘るときは、すべての下請負人を含む。）、再受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに契約の相手方、下請負人又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）になろうとする者又は下請負人等について、排除対象者か否かを確認するため必要があるときは、当該契約担当官等の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」をいう。）に対し、参考となる資料を添付した照会書（別紙5）により照会するものとする。

(変更後)

1 契約担当官等は、入札者等、既に契約を締結した相手方、下請負人等（下請負人「下請が数次に亘るときは、すべての下請負人を含む。）、再受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに契約の相手方、下請負人又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）になろうとする者又は下請負人等について、排除対象者か否かを確認するため必要があるときは、当該契約担当官等の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」をいう。）に対し、参考となる資料を添付した照会書（別紙5）により照会するものとする。

2 暴力団対策主管課長と契約担当官等との間の文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難いと認められる特段の事情があるときや、照会手続の効率化を図る上で必要があると認められるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付、その他電子メール等の情報セキュリティの安全性を損なわない方法での送信をもって行うことができるものとする。

なお、電子メール等を利用して文書を送信する場合には、別添「情報セキュリティ要件」を遵守し、情報セキュリティの安全性を担保するための十分な措置を講ずるものとする。

2 本覚書に基づく運用は、令和8年3月2日から開始するものとする。

上記事項の合意の証として本書2通を作成し、当事者各1通を保有するものとする。

令和8年2月27日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長
安 枝 亮

環境省大臣官房会計課長

波 戸 本 尚